

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録					
日　時	平成２４年　６月２６日（火）	開　　　議	午後　１時００分		
		散　　　会	午後　５時２６分		
場　所	第２委員会室				
議　題	付託案件				
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員				
説　明　員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者				
別紙のとおり、会議の概要を記録する。					
委員長					
署名員					
署名員					
書　　　記					

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、人事異動後最初の委員会ですので、冒頭に異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「北海道薬科大学の主要機能の移転計画について」

○（総務）企画政策室上石主幹

北海道薬科大学の主要機能を移転する計画の再検討について、北海道尚志学園に対して要望いたしましたので、報告いたします。

去る 6 月 1 日に、北海道尚志学園の理事長、常務理事並びに薬科大学学長の 3 名が来庁され、学園側から、5 月末に開催した理事会で決定された事項である桂岡キャンパスにある薬科大学の主要機能を、北海道工業大学のある前田キャンパスに移転する計画について、お話がありました。

現在、在校生約 1,300 人のうち、3 割程度の学生が大学周辺に住んでおり、薬科大学が移転した場合、段階的に市外への人口流出が想定され、地域の消費やアパート経営に影響があることから、6 月 22 日に北海道尚志学園本部にて、このたびの北海道薬科大学の主要機能を移転する計画について再検討していただくよう、市議会並びに商工会議所とともに文書にて要望いたしましたので、報告いたします。

なお、今後の対応につきましては、学園からの回答を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件について」

○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合からの協議案件について報告いたします。

石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、本年 3 月 16 日付けで事前協議がありました。これは北海道の給与条例の改正にかんがみ、給与の独自削減措置に係る改正を行ったものでありまして、施行日は平成 24 年 4 月 1 日としたものです。

本市におきましては、3 月 22 日付けで同意回答を行い、管理組合では 3 月 28 日付けで専決処分を行っております。

なお、管理組合では、今後開催予定の平成 24 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会で、本件について報告される予定となっております。

○委員長

「並行在来線経営分離の同意について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

並行在来線経営分離の同意について報告申し上げます。

北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の J R 北海道からの経営分離については、北海道からの照会に対し、昨年第 4 回定例会終了後の 12 月 16 日に同意の旨、口頭で回答いたしました。国から正式な意向確認の文書が届きましたので、本年 3 月 9 日開催の総務常任委員会で報告いたしましたとおり、同意の旨、文書で回答いたしました。

並行在来線経営分離の意向確認文書は、本年 5 月 11 日付けで国から送付されておきまして、小樽市では北海道を

經由して 5 月 14 日に受け取り、5 月 21 日に同意の旨の文書を北海道に提出いたしました。

北海道では、道内沿線自治体の同意文書を 5 月 22 日までに取りまとめ、5 月 23 日に国へ提出しております。

これにより、整備新幹線の着工に当たっての 5 条件がすべて整ったことになりました。その後、国におきまして全国新幹線鉄道整備法に定める手続に入り、建設主体である鉄道建設・運輸施設整備支援機構が工事実施計画の認可を得るために、関係書類を 6 月 12 日に提出し、現在、事務手続の最後となる工事実施計画についての都道府県への意見聴取が行われております。北海道では本日、国へ回答すると伺っております。

これで一連の事務手続はすべて終わったことになり、北海道新幹線の札幌延伸についての認可は最終段階に入ったものと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、まず市長から提案されました議案第 8 号ないし第 13 号、第 15 号、第 17 号及び第 18 号並びに報告第 3 号について、順次説明願います。

「議案第 8 号について」

○（消防）予防課長

議案第 8 号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

消防法上の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成 24 年 3 月 27 日に公布されたことに伴い、電気自動車の普及により設置が進められている電気自動車用急速充電設備が、対象火気設備の対象に加えられたことから、当該設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、平成 24 年 7 月 1 日であります。

○委員長

「議案第 9 号及び第 15 号について」

○（総務）小濱主幹

議案第 9 号小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するに当たり、防災に関する政策方針決定過程で女性の意見を反映させることも必要であることから、市長が必要と認める者を防災会議の委員とすることができるよう新たに条例に加え、女性委員の登用の推進を図るものであります。

続きまして、議案第 15 号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、防災行政デジタル無線設備として、災害時に災害対策本部を設置する市役所をはじめ、市立病院や小・中学校等の指定避難所に設置する無線装置 72 台分の買入れに係る物品契約を締結するものでありますが、本契約は予定価格が 3,000 万円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に基づく動産の買入れとして提案したものであります。

契約金額は 2,302 万 6,500 円、契約の相手方は小樽市色内 2 丁目 14 番 12 号、株式会社中島電気となっております。

○委員長

「議案第 10 号ないし第 13 号について」

○（教育）学校給食課長

議案第 10 号から第 13 号まで一括して説明いたします。

これらは、いずれも新学校給食共同調理場の新築に係る工事請負契約であります。

議案第 10 号の工事内容は、本体建屋の建築で、契約相手方は近藤・福島・小杉共同企業体、契約金額は 8 億 8,305 万円であります。

続きまして、議案第 11 号衛生設備工事その 1 の内容でございますが、調理機器、給排水、給湯、衛生機器設置か

ら成り、契約相手方は加藤・三立・環境共同企業体、契約金額は 3 億 9,837 万円であります。

続きまして、議案第 12 号衛生設備工事その 2 の内容ですが、洗浄保管機器、消火設備、ガス、排水処理施設設置から成り、契約相手方は丸コ・浄化・伴共同企業体、契約金額は 4 億 582 万 5,000 円であります。

最後に、議案第 13 号空気調和設備工事の内容ですが、施設全体の空調設備の設置で、契約相手方は山吹・三央・コマツダ共同企業体、契約金額は 3 億 4,797 万円であります。

いずれも本定例会の議決後速やかに契約を締結し、平成 25 年 6 月 28 日の完工を予定しております。

○委員長

「議案第 17 号について」

○（教育）総務管理課長

議案第 17 号工事請負契約について説明申し上げます。

この案件は、花園小学校の校舎部分の改修に係る工事請負契約を、阿部・西條・板垣共同企業体と締結するものであります。

工事の内容といたしましては、耐震補強、屋上防水改修、外壁改修から成り、契約金額は 1 億 5,120 万円であります。

本定例会の議決後、速やかに契約を締結し、平成 24 年 7 月 31 日の完工を予定しております。

○委員長

「議案第 18 号について」

○（消防）総務課長

議案第 18 号動産の取得について説明いたします。

この議案は、現在、消防本部が運用しております消防緊急通信指令施設の老朽化と、消防救急無線のデジタル化に対応するために、高機能消防指令センター機器の動産を買い入れるもので、契約金額は 2 億 5,725 万円で、日本電気株式会社北海道支社と契約を締結するものであります。

なお、納入期限は、平成 25 年 3 月 15 日であります。

○委員長

「報告第 3 号について」

○（財政）税務長

報告第 3 号専決処分報告について報告いたします。

この報告につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、小樽市税条例の一部を改正する条例を 3 月 31 日に専決処分したものであります。

改正の主な内容は、まず個人市民税についてであります。東日本大震災の被災に係る被災居住者用財産の敷地に係る譲渡期限の延長とともに、新たに取得又は減失した住宅の住宅ローン控除に関する控除額等の特例を設けたものであります。

次に、固定資産税及び都市計画税についてであります。住宅用地、商業地などの土地の負担調整措置を平成 24 年度から 26 年度まで延長したほか、住宅用地における据置特例措置を、一定の経過措置を講じた上で、26 年度に廃止するものであります。

また、下水道の除害施設に係る軽減措置につきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の導入に伴い、これまで地方税法で定められた課税標準に乗じる軽減税率を、従前と同様の内容で条例に定めたものであります。

最後に、特別土地保有税につきましては、土地の保有、取得の特例措置の適用年度を、それぞれについて 3 年間更新したものであります。

○委員長

次に、議員から提案されました議案第19号について説明願います。

「議案第19号について」

○小貫委員

議案第19号小樽市非核港湾条例案について、提案趣旨の説明を行います。

本会議で詳しく述べていますので、簡単に説明いたします。

2015年の第9回核不拡散条約再検討会議では、2年前の第8回再検討会議での最終文書による合意をどう具体化・実践するかが最大の課題になります。この第9回再検討会議に向けた準備プロセスが今年から始まり、第1回準備委員会もウィーンで開かれました。

今、年を追うごとに核廃絶を求める声が広がっています。その中で、6月28日に、この小樽は核兵器廃絶平和都市宣言から30年を迎えます。この記念すべきときに、この宣言を現実のものとしていくために、核兵器の持込みを許さず、平和な小樽港の実現へ委員各位の御賛同をいただきますよう訴えて、提案といたします。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎並行在来線の経営分離の同意について

まず、報告にありました並行在来線の経営分離の同意について伺いたいと思います。

この新幹線着工にかかわって自治体が経営分離に同意することについてですけれども、どこでどのように決まったのか、改めて説明をお願いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

それにつきましては、平成2年に政府・与党の申合せということがありまして、建設着工する区間の並行在来線については、新幹線開業時にJRから経営分離するといったことを事前に確認するという条件が出されました。

○小貫委員

平成2年ということになりますと、政権はたしか自民党単独だったと思うのですが、この自民党政権で決まったことが今政権交代しても残っているということで、政権交代後、改めて民主党政権の中で同様の合意がなされたのかどうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

それにつきましては、平成21年に、民主党政権においても整備新幹線問題検討会議というものが設置されて、その中で非常にいろいろな条件を決めているわけなのですが、自民党政権時代と全く同じような5条件、そういったものを引き継いでいると考えております。

○小貫委員

民主党は政権交代時、コンクリートから人へということだったけれども、この点に関しては自民党と変わらない態度をとってきたと。以前の総務常任委員会でも取り上げていましたけれども、この同意というのは法律で決められているわけではないということですよね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

そのとおりでございます。決められてはおりません。

○小貫委員

法律で決まっていない、ただ単なる政府・与党間の合意ということを条件にするというのはいかがなものかということ意見を述べておきたいと思います。

それで、この整備新幹線なのですけれども、着工する順序というのはどのようなになっているのか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

工事につきましては、新函館－札幌間の全区間におきまして、幾つかの市から始めると。要するに函館側からとか札幌側からということではなくて、できるところから行うということが考えられております。

○小貫委員

トンネルが続くわけなのですけれども、その際の土砂をどう処分するかというのは決まっているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これはまた課題の一つであるわけなのですけれども、処分につきましては建設主体であります鉄道・運輸機構とも一応相談しながら今後検討していきたいと考えております。

○小貫委員

要はまだ何も決まっていないということですが、今、後志の人たちからしてみたら並行在来線が唯一の交通路でして、本市の場合、やはり後志の玄関口ですから、経営分離して第三セクターになった場合、成田委員も取り上げていましたが、結局ドル箱である札幌－小樽間が切り離されてしまうということで、そういうことが後志の人たちを見捨てることにつながるのではないかと思いますけれども、後志のリーダーとして、鉄路を残すためにやはり力を尽くすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

これにつきましては、今後、道を中心として、沿線 8 自治体で並行在来線対策協議会というのをつくることになっておりまして、その中で今後の交通のあり方、将来的なことも含めて検討していくということになっておりますので、その中で小樽市の意見も述べていきたいと考えております。

○小貫委員

最後に少し意見だけ述べておきますけれども、今、消費税の増税が行われるという中で、お金がないと政府は言っているのですよね。それなのに何でこのような大きな工事をするのかというのが理解できないというところで、今はやはり復興第一に考えるべきだと思いますということを一つ意見として述べさせておいてもらいたいと思います。

◎平和事業の取組について

次に、平和事業の取組についてです。

1982 年 6 月 28 日、本市は核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。これに基づく市の取組について幾つか質問したいのですが、その前に核兵器廃絶平和都市宣言の中身について読み上げていただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

それでは、宣言を読み上げさせていただきます。

核兵器廃絶平和都市宣言。「広島、長崎に原子爆弾が投下されてから 37 年『広島、長崎をくりかえすな』の声は、全世界の平和を望むすべての人びとの間にますます強まっている。しかし、核兵器全面禁止、核戦争反対のせつなる願いをよそに米ソ両大国を中心とする核兵器開発、核軍拡競争は、いまなおとどまるところを知らない。いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。昭和 57 年 6 月 28 日小樽市議会」となっております。

○小貫委員

当時としては大変すばらしい中身だったと思うのです。こういうものをつくった諸先輩方の議員の皆さんに敬意を払うのですけれども、それではこの宣言に基づいてどのような事業が行われてきたのか、主なものだけでいいのでお聞かせください。

○（総務）総務課長

主な事業ということで紹介させていただきたいと思います。

昭和57年の宣言の翌年、昭和58年に核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕を作製しております。これを以後毎年8月の一定期間、小樽駅前歩道橋に掲示するというを行っております。あと昭和59年にはグリーンロード、昭和62年には銭函地区と塩谷地区に宣言塔を設置しております。あと平成7年が終戦50周年という年に当たりましたので、この年度につきましては予算602万円ということで、原爆の図展、ジュニアリーダー養成研修、少年の船、平和ポスター標語作品展、平和図書コーナー設置、平和映画上映会、小樽市戦没者追悼式を行っております。

最近の事業といたしましては原爆パネル展、それと映画上映会と横断幕の設置ということを行っておりまして、今年も行う予定でおります。また、あわせて今年につきましては、平和市長会議の核兵器禁止条約の交渉開始等を求める署名、これを映画上映会と原爆パネル展の際に実施していこうということで考えているところでございます。

○小貫委員

今、小樽駅前に横断幕を掲げているというお話がありましたけれども、これはいつからいつまででしょうか。

○（総務）総務課長

年によって若干日にちが違いますが、今年の予定で言いますと、8月3日から8月16日ということで考えております。

○小貫委員

この横断幕なのですけれども、あそこがいいのかどこがいいのか。やはり私は市役所の玄関が観光都市宣言と今なっていますけれども、この8月1か月ぐらいだけでも、市の意思として掲げることができないのかどうか。

○（総務）総務課長

毎年8月に小樽駅前歩道橋に設置しているということもございまして、期間が重複してしまうということもありますので、当面は駅前の歩道橋、やはりここは観光客が一番通るところではございますので、こちらに設置してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

30年たったというところで、平和事業の予算の平均は幾らぐらいになっているか、10年単位で分けていただきまして、それぞれお聞かせください。

○（総務）総務課長

この宣言が行われた昭和57年度からということで、10年区切りでお知らせしたいと思います。昭和57年度から平成3年度までの10年間は、1年間で平均26万500円ということになっております。平成4年度から13年度までの10年間にしましては、1年間で平均103万2,000円となっております。この期間につきましては平成7年度の、先ほども申し上げました終戦50周年の602万円というのが突出している状況にはなっております。平成14年度から23年度の10年間にしましては、1年間で平均19万3,000円ということになっております。

○小貫委員

19万3,000円と、1年間の予算がこの間少なくなっているということなのですけれども、なぜここまで少なくなってしまったのか、その理由をお聞かせ願います。

○（総務）総務課長

事業の内容にもよると思うのですが、ここ数年は原爆パネル展ということで、駅前の長崎屋の公共プラザと、あと市本庁舎の渡り廊下で実施しているということで、元は場所を借りて行っていたということもありまして、その分の施設使用料もかかっていたということもございます。最近はお金のかからないところでそういう事業をやっているということで、予算的にも少なくなってきたものと思っております。

○小貫委員

本年度、新しく原爆パネルも買ったということも聞いていますので、ぜひ平和事業に力を入れていただきたいと思うのですが、1995年と2005年に子供が平和記念式典に参加しているのですが、こういった事業を毎年とはいなくても継続するようなことはできないのかどうか、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

今、原爆パネルを買ったということで御紹介いただきましてありがとうございます。ぜひごらんいただきたいと思います。

それと、1995年と2005年ということで、平和記念式典に子供が参加されているということなのですが、1995年というのが平成7年ということで、これは終戦50周年を記念した事業ということで、少年の船の事業の中で敦賀市の交流、この行程に加えて平和記念式典に参加したということになっております。

また、平成17年、2005年なのですが、このときは尾道・小樽児童交流使節団、その行程に加えて参加したということで、このときが終戦60周年に当たっているということになります。

このような節目の年には何らかのことを考える必要があるのかと思いますが、毎年これを行うということは難しいかとは思っております。

○小貫委員

ぜひ節目のときぐらいだけでも検討していただきたいと思います。

そして、核兵器廃絶平和都市宣言を行った都市として、教育の中でも、児童・生徒に平和の大切さと教えていくことがやはり重要ではないかと思います。そこで、児童・生徒に今行われている原爆展への参加の位置づけや、被爆者の声を聞く機会などをつくることなどができないかどうかについては、いかがでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

学校教育の中で原爆展等への参加の機会についての御質問でございますが、教科書の中でも、広島、長崎の原爆投下につきましては、学習内容として、小学校6年生の社会科から中学校の社会科に位置づけられております。そういう観点の中で、発展的な学習というもののとらえで可能かどうかということにつきましては、十分可能な内容になったと思います。

ただ、教育課程の編成につきましては、各学校でそれぞれ行っておりますので、例えば夏季休業中の取組として学校全体で行くとかということでありますと、なかなか難しいものも正直ございます。また、被爆者の方、語り部の方をお呼びしてのそのような機会をつくることについても、費用の面などから、なかなか各学校では難しいところもあるだろうとは思いますが、いずれにしましても、教育課程の文脈の中で各学校で判断してやっていくことについては、十分可能なことだと思います。

○小貫委員

可能だということで、力を入れていただきたいと思います。

◎小樽市非核港湾条例案について

次に、私たちが提案している小樽市非核港湾条例案にかかわって何点か聞きます。

アメリカ軍の艦船の入港実績についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

記録として持っておりますのは昭和36年以降ということになります。米艦船の入港実績としましては73隻、そのうち海洋調査船が14隻、砕氷船が1隻ということですので、これを除きますと58隻ということになります。

○小貫委員

この入港してきた米艦船のうち、核兵器が搭載可能な艦船の数と割合というのはどのぐらいなのでしょう。

○（総務）総務課長

今、申し上げましたとおり、昭和36年以降の数字ということになるものですから、正直申し上げまして、それについての資料というものは持ち合わせておりません。

○小貫委員

そうしたら、1万トン以上の大きな船が入港できるバース、岸壁はどこになるのかお聞かせください。

○（総務）総務課長

委員の御質問にありました1万トンという数字なのですが、これは艦船の場合ですと排水トンという単位になりまして、ほか貨物船の場合ですと載貨重量トン、客船の場合は総トン数、それぞれの船の種類によって数字が違うものですから、基準がどうなのかというのがあるのですけれども、艦船の入港できる岸壁ということにつきましては、小樽港の係留施設というのはすべて貨物船用の公共岸壁となっております。軍用艦船についてはさまざまな形式がありまして、寄港打診があった場合、その都度その艦船の喫水と長さ等により、係留可能な施設の判断を行っているということを港湾室に確認しております。

○小貫委員

要はこれだけ大きいと、入港できる岸壁は少ないというふうに思うのですけれども、今までアメリカの艦船の入港を断った事例をお聞かせください。

○（総務）総務課長

入港を断ったということなのですが、まず1件が平成12年10月、キティホークが来たときなのですが、そのときに随伴誘導船のビンセンスというのが一緒に小樽港のほうに来ております。その際、このビンセンスの寄港が事前に知らされていなかったということで、バースの準備ができなかったということで、これについてはお断りしまして、沖泊まりの状態になりました。もう一件は、入港困難であると表明したものとしては、平成20年1月のブルーリッジ、これについては大型商業船が入港予定であり、接岸できるバースを用意できないということで拒否をしたわけですが、最終的にはこれは商業船の入港日程が変更となり、寄港が可能となったということになっております。

これは公式的に拒否ということで表明したものでございますけれども、そのほか平成13年2月、ジョン・S・マッケインなのですが、当時、米艦船がえひめ丸を沈没させたという事件がございまして、それについて伝えたところ、アメリカ軍がこれについては寄港をやめたということがございます。もう一件、平成18年1月、これはブルーリッジなのですが、このときには大雪により除雪対応が困難であるということで伝えたところ、これについてもアメリカ軍のほうで寄港先を室蘭港に変更したということがございます。

○小貫委員

非公式を含めると4回ほど断られているということは、断ることができるということがあると思うのです。要は、それだけ港湾管理者である市長には権限がゆだねられているということだと思います。

そこで、小樽市港湾施設管理使用条例について、第8条を読み上げてください。

○（総務）総務課長

条文を読み上げさせていただきます。

「第8条（使用禁止物件）次の各号のいずれかに該当する物件については、港湾施設の使用を禁止する。ただし、

特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。第 1 号、発火、燃焼又は爆発のおそれがあるもの。第 2 号、劇薬又は毒薬であつて、取扱上危険のおそれがあるもの。第 3 号、感染若しくは汚染のおそれがあるもの又は腐敗したもの若しくは不潔なもの。第 4 号、過大、過重等で港湾施設又はその附属物件をき損するおそれがあるもの」となっております。

○小貫委員

核兵器が搭載されていた場合、この条文に抵触すると思うのですが、これはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

この条例の解釈といいますか考え方について、港湾室に確認をしております。この条文で禁止行為としているものについては、エプロンや荷さばき地、その港湾施設のことをいうということで、船の中にどのようなものを積んでいるかということについての禁止条項ではないということ聞いております。

○小貫委員

今の御答弁であれば、要は、船の中にどれほど危険なものを隠し持っていても、それは入港できるということなのでしょう。

○（総務）総務課長

この条文の禁止規定には該当しないということで、それはまた別の観点になるのかというふうには思います。

○小貫委員

そういうのは基本的に言いわけというのかなと私は思うのです。だからこそ断ることはできるという事例は先ほど紹介しましたから、非核港湾条例を制定することによって、こういった危険なものは商業港である小樽港には持ち込ませないと。そのためにも、ぜひ非核港湾条例が定められることが必要だという意見を述べさせていただきます。

◎武道の必修化について

次に、武道の必修化について、当委員会でもほかの会派の委員から何度か質問がありまして、危険性が指摘されてきています。文部科学省の資料によると、最近10年間の全国の中学校の部活動における死亡者、重度障害者の数というのが、陸上で7人、サッカー8人、野球11人、柔道24人、野球の2倍、サッカーの3倍ということになっていて、この間28年間で死亡者は114人、275人が重い障害やけがを負っているというデータがあります。

そこで、今年3月9日に、武道必修化について、文部科学省から都道府県あてに出された2種類の通知について説明してください。

○（教育）指導室石山主幹

今年3月9日に文部科学省から都道府県あてに出されました2種類の通知についてでございますが、1点目は、「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について」という表題でございます。中身につきましては、武道場をはじめとする施設整備、用具の確保、教員研修の確保、外部指導者の活用などについて、改めて整備を充実するようという内容及び武道の必修化に向けました安全確保のための緊急対応について求める内容でございます。

2点目のものにつきましては、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」という表題でございます。内容については、各学校の指導体制についての点検ということになっております。

○小貫委員

このように文部科学省も、この間の国民の不安の声を受けて、こういった通達を出しているわけですが、この通知を受けて、今、小樽市教育委員会としてはどのように対応しているのかお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

先ほど述べました二つの通知につきましては、もちろん各学校へ通知しております。また、研究資料というのを

作成しておりまして、校長会、それから教頭会議の席で、改めてその内容について把握していただいております。端的に申し上げますと、学習指導要領に書かれているいろいろなわざにつきましては、あくまでも例示であるということで、記載されたわざすべてを取り扱わなければならないというものではないと。あくまでも生徒の学習の段階、それから個人差、そういうものを踏まえた無理のない段階的な指導を行うということで、まず生徒の技術や技能を前提に置いて、安全を考えて行うことが大事であるということを重ねて強調したところでございます。

そのほか研修会も開催をしております。直近では6月11日に研修会を、それぞれ安全な柔道の授業、けがをしない、させないための知識と技術ということを主な内容として開催したところでございます。

○小貫委員

わざについては無理をしなくてもいいということなのですから、例えば1年生で受け身だけで終わっても構わないと、そういうことなのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

あくまでも1年生、2年生の柔道の授業ではわざができる楽しさ、それから喜びを味わう、基本動作を学ぶということが主であるということではありますので、柔道の基本中の基本である受け身については十分習得をしないまま、次のわざに移るということは大変危険でありますので、そういうこともあり得るのかなという認識をしております。

○小貫委員

問題は指導員の確保だと思うのですが、例えば初段以上だとか段位などが決められているのか、若しくは柔道連盟などからどのような協力を得ているのか、お聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

初めに、段位についてでございますけれども、特に指導者に段位の取得を求めているということはやっております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、やはり教員も指導技術の向上というのが非常に大事であることから、そのことについては研修会を重ねてやっているところであります。

また、柔道の授業のときに毎回外部指導者を求めるということは、人材の確保等でなかなか難しい面がありますが、外部コーチとでもいうのでしょうか、一時的なそういう講師の確保というのは大変重要な側面でもありますので、例えば柔道連盟、それから警察のOB会であります警友会、それから小樽にも高校に柔道の専門の教員がおりますので、そういった教員の支援もいただきながらということで考えているところでございます。

○小貫委員

1、2年生が武道で3年生は武道か球技で選択ということだと思うのですが、安全性が確保されない段階では、3年生はやはり球技を選択するように呼びかけるということは無理なのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

基本的には3年生は選択でありますことから、各学校で計画を立てるということになります。今の段階では5校が実施する計画と押さえております。

いずれにしても、学校の中で安全性を第一に考えながら選択していくことが重要だと思います。

○小貫委員

◎学校給食について

次に、学校給食についてです。議案第10号ないし第13号について、反対の立場で質問をします。

ノロウイルスの感染が生じたということで知らされていますけれども、仮にこのノロウイルスの感染が給食施設内で起きた場合、どのような対処が行われるのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

仮にノロウイルス感染者が場内で発生した場合でございますが、感染者につきましては勤務させないということ、

それから場内の消毒の徹底、これらを行い、他の調理員につきましてはマスク、手袋の着用といった入念な衛生管理を行った上で、同時並行で高感度検便等で他の感染者の有無についても調べ、そうした対策を講じた上で、保健所や北海道教育委員会の指導を受けながら、給食の提供の可否について検討していくという方向で考えてございます。

○小貫委員

ということは、原因がまだわからないけれども、とりあえず調理は続けるということなののでしょうか。

○（教育）学校給食課長

文部科学省の学校給食衛生管理基準等におきましても、感染の有無が判明しない場合、感染者がいるという前提で食品に直接触れないという調理、あるいは健康状態が思わしくない調理員を調理現場から外すという対策を講じていれば、調理は可能というふうに押さえております。

ただ、あくまでもこれは一例でございますので、現状について説明した中で保健所や道教委の指導を受けながら、給食の調理の可否について検討してまいるという考えでございます。

○小貫委員

それで、今回、建設されるのが大変大きな調理場なのですが、共同調理場が自治体に 1 か所しかない自治体で 7,000 食以上調理している自治体は、全国でどのぐらいあるのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

文部科学省の統計でございますけれども、7,000 食以上調理する共同調理場につきましては全国で 94 か所ございます。ただ、自治体の中に 1 か所しか共同調理場がないという数字につきましては、資料がございませんので、現状を把握はしておりません。ただ、北海道内におきましては、自治体に 1 か所の共同調理場で 7,000 食以上という自治体が 2 か所ございます。

○小貫委員

その 2 か所がどこの市町村なのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

道内では帯広市と千歳市と押さえております。

○小貫委員

私はこの間、愛知県刈谷市の学校給食共同調理場を視察してきました。一つの調理場が 7,500 食、もう一つが 9,100 食ということで、94 か所のうち 2 か所がここにあると思うのですが、その点に絡めて何点が質問いたします。

栄養教諭の授業参加についてなのですが、事前に学校給食課に問い合わせたところ、55 回だったというのが答えでしたが、刈谷市は 128 回で小樽市の 233 パーセントです。これについてどのように考えますか。

○（教育）学校給食課長

平成 23 年度の実績では、御指摘のとおり、55 回の栄養教諭の授業への参加実績がございます。このような数字でございますけれども、本市の栄養教諭の授業への参加の状況は十分行えていないということは十分承知しております。

ただ、新共同調理場稼働時におきましては、この食数から栄養教諭の配置が 3 名ということでございますから、今後は新共同調理場での学校給食管理業務と学校での授業活動を、この 3 人の栄養教諭が交代でそれぞれとり行うことが可能と考えております。

以上により、新共同調理場稼働時には、栄養教諭の授業参加をより充実させることは可能と考えております。

○小貫委員

ただ、稼働する前からできる限りの手はぜひ考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）学校給食課長

現状でございますが、オタモイ共同調理場で 1 名、新光共同調理場で 2 名という配置になってございます。です
ので、なかなか難しいところではございますが、調理場の業務稼働終了になる午後の時間帯などを使って、充実
はさせていく方向で考えたいと思います。

○小貫委員

先ほど、新共同調理場で栄養教諭が 3 名と言っていましたけれども、以前たしか 2 名になるという説明だったの
ではないかと思うのですけれども、どうだったでしょうか。

○（教育）学校給食課長

食数 6,000 以上であれば栄養教諭 3 名の配置となつてございますので、3 名で間違いございません。

○小貫委員

次に、調理員の人数ですけれども、刈谷市との比較をまた述べます。提供食数が 208 パーセントに対して、調理員
の人数は 245 パーセントでした。給食数から見ても、小樽市の場合、調理の人数が少ないというのがわかりますけれ
ども、新共同調理場になった場合、何人ぐらいで動かしていく予定なのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

新共同調理場でございますが、面積が現在の二つの調理場を合わせたものより大分大きくなることや、文部科学
省の学校給食衛生管理基準を満たす形で調理作業等を行う必要があることから、現状の新光共同調理場とオタモイ
共同調理場を合わせた 53 名という調理員の数ではございますけれども、新共同調理場におきましては調理場の作業
動線や調理の作業内容を踏まえて、今後人数を精査してまいりたいと考えております。

○小貫委員

以前、当委員会でも取り上げましたけれども、新共同調理場になった場合、配送車を何台ぐらい動かしていく予
定なのかお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

現在 11 台で配送しておりますけれども、今度新共同調理場に移転するということで場所が変わります。このこと
によりまして、新たな配送ルート作成に当たりましては、現状の台数でいいかどうかも含めて、現在精査をしてい
る最中でございます。

○小貫委員

2 時間以内に喫食していくということを、何度か当委員会で取り上げていますけれども、11 台で果たして可能な
のかというのはあるので、ぜひしっかり検討していただきたいのですけれども、2 時間以内の喫食について何か改
善が図られてきているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

新共同調理場におきましては幾つかのメニューを同時に進行させて、同時にでき上がるように調理機器等を整備
してございます。小学校、中学校でそれぞれ給食時間が異なっておりますので、それぞれの喫食時間に合わせた形
で順次完成させて、即座に配送できるような体制をとっております。

○小貫委員

今の段階ではまだ改善は図られていないということで押さえてよろしいのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

現有の調理機器では、同時進行で完成させるだけの設備が整っておりませんので、例えばかま調理におきまして
は、まずゆでものをして、その後に汁物をつくっていくという形になりますので、物理的に少し改善が難しい状況
ではございます。

○小貫委員

それで、刈谷市の場合、行事食を月 1 回ぐらい行っているということだったのですけれども、小樽市の場合は行事食の回数というのは、どのぐらいでしょうか。

○（教育）学校給食課長

本年度の予定でございますけれども、年 8 回を予定してございます。順番に節分、バレンタイン、ひな祭り、子供の日、七夕、それから今年ロンドンオリンピックがございますので、それにちなんだ英国料理の日、それからお月見、クリスマスということで、8 回予定してございます。

○小貫委員

刈谷市の場合、お金があるのでしょうか、一般財源から 1,100 万円繰り入れて、クリスマスのときにはケーキとチキンが出たということで、大変子供に喜ばれているという話なのですけれども、そこまではいかなくても、こういった節目節目のしゅんの食と行事のありがたさというのを教育として提供できないでしょうか。

○（教育）学校給食課長

食材費との見合いもございますので、そういった中で行事食を増やしていけるかどうかは、今後の課題とさせていただきますと思います。

○小貫委員

それで、刈谷市では、毎年 1 回、小学校 5 年生と中学校 2 年生に給食アンケートをとっていました。小樽市としてはこのようなアンケートはとっているのかどうか、お聞かせください。

○（教育）学校給食課長

給食に関するアンケートというのは現在行っておりません。本市の現状でございますが、毎月の各校給食担当者会議や、保護者などを委員に迎えた学校給食運営協議会の会議を通じて、給食に対する保護者の意見を集約しているところではございます。

アンケートでございますが、今度新共同調理場開設ということもございますので、その際にアンケートを実施するかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

刈谷市の場合、このようになっていて、視察の復命書に資料がついているので、ごらんになっていただきたいと思います。ぜひ子供の声を給食に生かしていく方向でお願いしたいのですけれども、そのためにも私は自校給食単独調理方式を広げていくというのが、やはり子供の食の教育のためにも必要ではないかと思います。

◎プールについて

最後に、プールについてですけれども、ソプラティコに水泳教室が移動しましたが、この参加人数について、高島小学校温水プールのときからも含めて 1 か月の推移をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

4 月から民間のソプラティコに水泳教室事業を委託いたしました。水泳教室事業は全部で六つの教室がございます。高島小学校温水プールの平成 23 年度の実績平均と、現在のソプラティコに委託後の 4 月、5 月の実績平均で示したいと思います。

一般成人対象の中・上級者教室につきましては、ソプラティコでは 8 回開催し、平均 42.5 名の利用、高島小学校温水プールでは平均で年間 29 名となっております。

次に、水中体操教室、火曜日、木曜日のコースにつきましては、ソプラティコでは 15 回開催し、平均 21.3 名、高島小学校温水プールでは平均 15 名です。

次に、水曜日、金曜日の水中体操教室につきましては、ソプラティコで 14 回開催し、平均 33.4 名、高島小学校温水プールでは平均 17 名です。

次に、回数の決まっております小学生対象の 1・2 年生コースにつきましては、ソプラティコでは現在 10 回開催し、平均 22.1 名、約 22 名、高島小学校温水プールでは平均 20 名です。

次に、小学 3 年生以上対象のコースにつきましては平均 24 名、高島小学校温水プールでは平均 22 名です。

一般成人対象の初心者水泳教室につきましては、ソプラティコで 11 回、現在のところ開催しておりまして、平均 19.8 名、高島小学校温水プールでは平均 22 名となっております。

○小貫委員

それで、水泳教室の利用者から、高島小学校温水プールからソプラティコに変わったことについて、何か要望・意見が出てきているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校温水プールからソプラティコに移行しましたが、ソプラティコに高島小学校温水プールにいた方が全員行ったわけではございません。新規の方もいる中で、成人女性が対象の教室から、高齢者と背の低い方がいることから、プールが深すぎるという意見が出ております。また、中・上級者水泳教室では、先ほども説明いたしましたように参加者が非常に多いことから、増設等について要望が出ております。

○小貫委員

私も聞いたところ、まずそもそも入り口が別だということで、裏口のようなところから入るという問題。もう一つは、水泳教室が終わったら出ていけというふうになるという、高島小学校温水プールのときだったらゆっくりその後もやっていたということで聞いていますけれども、それについては何か改善点は考えているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃったように、まず入り口につきましては、水泳教室が目的であるということになりますので、ソプラティコの会員の入り口とは別の入り口という形になっております。一応道路に面しているところなのですが、一般会員の入る入り口と比べて多少間口が狭くなっております。

また、民間プールを借りている部分につきましては、教室の時間帯という形で業務委託をしている関係から、会員が少ない時間帯等につきましてはソプラティコに、教室の利用者への使用前、使用後の対応について、協力していただくように話してはございます。その旨、ソプラティコの指導員から、受講者に説明していただいているものと思っております。

○小貫委員

そういう点からも、早く新・市民プールができればこういった問題は解決するだろうと思いますけれども、一般質問で、北野議員から教育予算とは別枠でという提案が行われましたが、教育長は市長部局と協議を進めてまいりたいというふうに述べています。

それでは、今年に入ってから市長部局との協議というのは何回行われて、どのような内容だったのかお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

市長部局と今年に入ってから何回ぐらい協議を行ってきたのかという御質問ですが、4 月に入ってから 2 回程度、市長部局と協議をしております。その内容につきましては、現状適地が見つかっていないことについての協議をしております。

○小貫委員

それで、今後進めてまいりたいということなのですが、どのように協議を進めていくつもりなのか。

○（教育）生涯スポーツ課長

繰り返しになりますが、まず適地を見つけることを優先に考えていきたいと思っております。適地が見つかった

上で、市長部局と今後の対応について協議していきたいと思っております。

○小貫委員

その適地が今問題になっているわけだから、適地を見つけるためにも市長部局としっかり協議をすることが重要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員のおっしゃるとおり、市長部局と連携をとりながら協議を進めていきたいと思っております。

○小貫委員

今回の総務常任委員会でもた聞きますので、どの程度協議が進められたのか、しっかり協議をしていただきたいと思います。

あと緑小学校についてなのですけれども、北野議員の一般質問の再々質問で教育長は「緑小学校の問題については、私とすれば、一つの考え方を示したもの」と答えていますが、それならば幾つか考えがあると思うのですけれども、それぞれのパターンを示して、その場合の課題を明らかにしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長

誤解のないように言いますと、緑小学校という発言は私は一度もしておりませんで、花園公園近辺ということで話をしておりまして、その近辺やまた学校適正配置を進める中でいい土地が見つければという趣旨で話したものでございまして、一つの考え方でございますけれども、単に私の中では考えておりますが、まだ具体的に対外的に説明する段階には至っておりませんので、御容赦をいただきたいと思います。

○小貫委員

進める上でも、学校適正配置のとき、この場合こういう課題があるということではいろいろなパターンを示して、笠原副参事も非常に苦労して、住民の矢面に立ちながらそれをやっていったわけなのですけれども、まずそういったことはとても重要だと思うのです。今、市教委が考えているものはこういうパターンとこういうパターンとこういうパターンで、しかしその場合には、例えば花園公園近辺だと学校の適正配置の問題がありますとか、そういった問題点を一緒に示しながらテーブルにのせていかないと、一向に進まないのではないかと思いますけれども、こういったパターンを考えて示していくということについてはどうでしょうか。

○教育長

できるだけパターンを示すことができるような具体的な案にたどり着きたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○小貫委員

最後に、教育長の一般質問に対する答弁や総合計画で「市民プール」と表現されているのですけれども、これは市営室内水泳プールと同義だと押さえていいのでしょうか。

○教育部長

一般的に市民が駅前にあったプールの呼称として「市民プール」という呼称を使っていたということを踏まえながら、私どもは現在、市営プールについてそういう呼称を使いながら説明する場合があります。

○小貫委員

私が言いたいのは、新しくつくるプールというのは市営であって室内であると、そういうプールなのかという確認をとりただけなのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課では、25メートルの室内温水プールという形で考えていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎小樽ジャンクションについて

最初に、確認を含めて質問させていただきたいのですけれども、まず小樽―余市間の高速道路について伺いたいと思います。

小樽ジャンクションについてなのですけれども、平成18年から高速道路の事業が着手されておりまして、この小樽ジャンクションが、今フルジャンクションではなくてハーフジャンクションとして整備されると聞いておりますが、このハーフジャンクションの整備が決まったのはいつごろなのか、お聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

高速道路につきましては道路公団民営化がありまして、平成15年度と17年度に、国土開発幹線自動車道建設会議におきましてコスト削減のために整備計画が変更されております。小樽ジャンクションにつきましては、17年度の国幹会議におきまして、当面小樽方面への交通が多く見込めないといったことが想定されることから、暫定ですが、ハーフジャンクションでの整備とされております。

○上野委員

ハーフジャンクションでの整備ということなのですけれども、この高速道路小樽―余市間について、暫定2車線で整備されるというようなお話でございますが、この用地についても、現在、買収も進んでいるのですけれども、2車線分しか取得がないのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

用地につきましては東日本高速道路株式会社から、小樽―余市間につきましては、暫定で2車線の整備ではございますが、4車線分購入すると、このように聞いております。

○上野委員

用地は4車線分取得するということなのですけれども、ではこの小樽ジャンクションの部分についても4車線分の用地が取得されるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

4車線分の取得をすると聞いています。

○上野委員

そうなりますと、現在、ハーフジャンクションでの整備ということですが、フルジャンクションも用地的には可能と考えてもよろしいのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

そのように考えております。4車線分購入しておりますので、フルジャンクションの整備は可能というふうに考えています。

○上野委員

では、このジャンクションについてなのですけれども、現在、小樽市の北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会も商工会議所もフルジャンクションということで要望しているのですが、このジャンクションに関しまして、現在は平成30年の供用開始ということで事業が進められていて、道議会でもこの件についてはいろいろ議論がされているようですが、現在のハーフジャンクションですと、余市から札幌のほうへ抜けるばかりで、あと緊急の災害道路としても、あるいは小樽市内に拠点病院が多々ある中で、その輸送道路としても、やはり小樽側へのジャンクション整備は当然必要と考えるのですが、少しでも機能を高めるような段階的な整備によって、最悪この供用開始に間に合わなくても、最終的にはフルジャンクション化するというのは当然必要なことと考えますが、それに向けての期成会側のお考えを改めてお聞かせください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

小樽ジャンクションにつきましては、先ほど申し上げましたとおり平成17年の道路公団民営化、こういった際のコスト削減の方策の一つとして、余市から小樽方面に来る場合、それから小樽から余市方面に行く場合、この部分が当面見合わせるとされたところでございますが、後志管内各地から小樽に救急搬送ですとか、観光振興あるいは物流の効率化、こういったことを含めて、高速道路の利便性がハーフジャンクションであれば十分に発揮されないと考えております。このため市としては、余市－小樽間供用時に整備効果が最大限に発揮されるように、フルジャンクションの整備について、今までも期成会を通じていろいろ要望してきているわけですが、今委員がおっしゃいましたとおり段階的な整備といったことも一応視野に入れて、引き続き国あるいは東日本高速道路株式会社あるいは関係機関に強く要望してまいりたいと考えています。

○上野委員

今後もたぶん道議会でもいろいろ議論がされると思いますので、各連携機関と協議をされた上で、小樽市にとって、後志にとって、より活用できる効率のあるジャンクション化がされることを今後とも願っておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

◎樽っ子学校サポート事業について

次に、夏季休業中の樽っ子学校サポート事業について、教育委員会に伺いたいと思います。

代表質問の御答弁にもありましたけれども、いよいよ夏休みが来月から始まるわけですが、この樽っ子学校サポート事業が現在どのような状況にあって、具体的にどういう形で行われるのか、今答弁できる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室長

樽っ子学校サポート事業でございますけれども、現在まで、何度か小樽商大と話し合いを進めてまいりました。いろいろなことがございまして、遅れているというのが現状です。初年度ということもございまして、この夏休みに、学校からの希望は小・中学校10校から出ております。最初ということで、そのほか道の事業としての学生ボランティア学習サポート事業もありまして、そちらには1校ずつ希望しているところです。

現在、この6月いっぱいまでということで学生に周知をするため、ポスターをつくり、配付して、呼びかけていただいているところです。特に教員免許を取れる授業もございますので、そちらの教授に直接話をさせていただきまして、呼びかけていただきたいということで進めているところです。

また、内容につきましては、子供たちが苦手としている教科について、事前にアンケートをとるなどの工夫もできるかなと思っておりますが、事前にそういうようなものを把握して、夏休みの長くて5日間ぐらいの期間になると思うのですが、一つの講義について大体そのぐらいの期間で実施できるような形でというように思っております。現在、学生と学校の調整という段階でございます。

○上野委員

学生と今調整をしており、具体的な子供たちの要望を踏まえて、中身、内容を詰めていくというお話ですが、この教科とこの教科は重点的にやるだとか、あるいは教材ですか。以前も話したと思うのですが、やはり学生が行かれるので、一定の研修もあるということなのですが、そういうカリキュラムは、学生たちがしっかりと教えられるようなプログラムのなものもお考えでいらっしゃるのかをお聞かせください。

○（教育）指導室長

実は、先月、後志教育局で会議がございまして、その際に聞いたところでは、蘭越町で取り組んでいた道の事業なのでございますけれども、同様の学習サポート事業が行われていて、先ほど話したとおり、実際に事前に子供たちの苦手な部分についてアンケートをとって、私はこのようなどころができるようになりたいとか、このようなどころが苦手だというものを最初に受けて、それに対して学生が答えていくというようなことをやって、非常に効果があつた

というふうに聞いています。ですので、こちらが改めてこのようなものを子供たち全員に同様にということは、今のところは考えていませんけれども、子供たちの要望を第一に考えていきたいと思っています。

また、事前の研修では、今話したようなことを、また子供たちに行ってみましたら、学生には見えませんが、子供たちにとってやはり来ていただくのは「先生」ですので、「先生」というものがどういう立場であるのか、何をどのようにしなければならないのか、その辺を十分学生にも指導していきたいと思っています。

○上野委員

子供たちの要望にこたえていくということでしたので、ぜひとも詳細な要望をきちんと把握の上、効果のあるサポートになればと思います。

◎夏休みの家庭学習について

もう一点お聞かせいただきたいのですが、夏休みの家庭学習についてどのような取組をお考えか、お聞かせください。

○（教育）指導室長

今、サポート事業ということで10校ほどと話しましたが、これ以外に、このサポート事業で学生を活用しないまでも、これまでも夏休み中などに、家庭学習につなげる上でこのサポート事業というものは非常に大事なものですので、それぞれの学校でも期間を決めて補習的なことをやってきているものがございます。その辺の数的なものはまだ把握していませんけれども、そういうものが重要であるということを各学校に校長会を通じて話しながら、また家庭学習についても、宿題の内容につきましては前に委員から御質問がありましたが、宿題もやはりある程度子供たちに学習習慣を身につけるためには必要なことでございますので、この部分につきましても十分指導してまいりたいと思っています。

○上野委員

今、御答弁の中にもありましたけれども、北海道の学校では宿題が非常に少ないというのは前にも指摘させていただきまして、ぜひとも宿題はきちんと出していただいて、もう一点達成力というか努力目標といいますか、充実感のあるそういう宿題の出し方、ただだらだらやるのではなくて、ここまでやるとこういうふうにという達成感、一つ一つステップアップできるような、そういう内容も、昨日酒井委員から小樽市教育研究所についての質問もありましたけれども、今後そちらのほうでいろいろ御検討いただければと思います。

◎各学校における携帯電話の対応について

次に、携帯電話について、代表質問で携10運動について質問させていただきましたけれども、啓発等を進めているということで、携帯電話を学校に持ってくる子供も当然いると思いますが、原則禁止なのですから、そういう場合の対応や取組は具体的にどのようになっているのか、お聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

携帯電話についての各学校での対応についてでございますが、教育委員会として、各学校でどのような対応をしているかということを正確に把握するための調査はしたことはないのでございますけれども、各学校では、今、委員からお話がありましたように、原則携帯電話については持ち込まないということは決定しております。

ただ、さまざまな事情がございますので、携帯電話が必要だという保護者の希望もありまして、学校に持ってくる子供たちは実際いるようです。しかし、その場合についても担任が預かって、授業中はもちろん使わせないというような形で管理をしている学校がほとんどであるという認識は持っております。

○上野委員

携帯電話に関しましては、大人も、私自身もそうなのですが、つい持っていると思いたくなるという、何となくそういう依存症的な部分もございますので、教員も、子供が携帯電話を学校に持ってきた場合の取扱いについて、ある一定のルール決めといったことをきちんとされたほうがより周知が進むと思いますし、子供のころから

そういうルールづけをきちんとしていくと、大人になったときも不正な携帯電話利用等の防止につながると思いますので、ぜひともこの取組は今後とも進めていただきたいと思います。

○鈴木委員

◎コンプライアンスの取組について

まず、昨年、政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会及び第三者委員会からいろいろお話がありまして、市はコンプライアンス推進室を設置し、いろいろなことをやるというお話で、それで 4 月 1 日に小樽市職員倫理条例が施行されてから、一体今までどういう動きがあって、現状はどうかということをまずお聞かせください。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今、委員がおっしゃいましたとおり 4 月 1 日に職員倫理条例が施行されまして、現在、7 月 1 日付けでこの条例の施行規則を策定すべく準備を進めております。といいますのも、この 7 月 1 日付けで外部委員から成るコンプライアンス委員会、それから庁内の職員から成るコンプライアンス推進会議が設置されることになりますので、そういったことにかかわってこの条例の施行規則を 7 月 1 日付けで制定しようということで準備を進めております。

それから、7 月からは、これは人材育成という観点ですけれども、職員研修が本格化いたします。7 月は非常に集中的に職員研修が固まっておりますので、できるだけ早く職員に研修を受けていただきたいと思いますということで、7 月から研修を集中的に行っていくということで考えてございます。

そういった準備をしておりますのと、それから、再発防止策の中でコンプライアンスハンドブックをつくるということがうたわれておりましたけれども、今回、職員倫理条例が施行されましたので、この条例を中心にして、いろいろな Q & A 等も交えてコンプライアンスハンドブックをつくっていこうということで、内部で策定作業にも取り組んでおります。

それから、私も総務部副参事ということで兼務辞令が出ておりますので、人事評価制度の関係につきましては、私も兼務ということで取組を進めさせていただいております。

そういったことで、人材育成を含めて、今話したようなことをいろいろと、専任職員は 2 人ですけれども、兼務職員とともに取り組んでいるという状況にございます。

○鈴木委員

今、御答弁をいただいて、育成も含めて、特に庁内のあらゆるコンプライアンスについて対応できるような形ということなのでしょう。

それで、コンプライアンス委員会、外部の方ですけれども、こちらの方は 7 月 1 日からの任命ですが、2 日が実質的な立ち上げというお話ですので、もちろん氏名は聞いても教えてはいただけないのかと思いますけれども、何人ぐらいで行われるのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

外部のコンプライアンス委員会につきましては、委員 3 名以内ということで条例に規定されておりまして、実際 3 名の委員を選定して、今、委員会を設置しようということで考えております。内訳としましては、条例にも規定されておりますけれども、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験者ということになっておりますので、弁護士ですとか、大学の教授、こういった方々にお願いすることを考えております。

○鈴木委員

今、お答えいただいたように、本格的に 7 月から始まるということです。私は政治資金規制法違反問題に関する調査特別委員会のときに指摘したのですけれども、実際始まったときに、今、専任職員が 2 人ということで、それでこれだけのことをこなせるのかとか、マンパワー的に問題はないのかということを懸念しているのですけれども、それはいかがですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

コンプライアンス推進室につきましては、室長と主査 1 名の合計 2 名が専任ということになっておりますけれども、5 名の職員が兼務になっておりまして、先ほど話しました室の業務につきましても、打合せをする段階では、もちろんたたき台といいますか、原案はこの 2 名でつくりますけれども、詰めていって、いろいろな仕事を積み上げていく中では、この 5 名の兼務職員に必ず集まっていただきまして、結構な時間をとりながら、作業を進めているという実態がございます。

実際、総務部の中にありますので、この 7 名でそういった作業をしまして、最終結果につきましては、当然のことながら総務部長に報告いたしまして、そこでまた最終調整をしてというような仕事の流れをとっておりますので、そういう意味では確かに専任は 2 名でございますけれども、実態としては 7 名でいろいろなものを固めていっているという状況にありますので、特に現状では問題はないという状況でございます。

○鈴木委員

これはコンプライアンスを含めた職員の育成と、それから事前防止の面が強いわけですから、ぜひともそういった形で、事前にしっかり小さいうちから芽は摘んでおくということで頑張っていただきたいと思います。

◎今後の市職員構成について

次に、今後の市職員構成ということで、何を聞くのかと思われる方もいるかと思いますが、私は市職員と 5 年間こちらでいろいろお世話になっていまして、団塊の世代の方、ちょうど部長職の方、部長に近い方とかが多いですけれども、そういう方がこの数年間で退職されるということです。

職員構成について、今聞きますが、何となく年齢層の上の部分は層が厚いのですけれども、小樽市は何年間も職員を採用していなかった関係で、年齢層の下の方が薄くなっている気がしますので、まずその現状についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

職員の年齢構成についてですけれども、本年 4 月 1 日現在で答弁させていただきます。

病院局勤務の職員は除いて答弁いたします。まず、50代、40代の職員はともに約35パーセント、30代が18パーセント、10代、20代は12パーセントとなっております、40代、50代で7割を占めているという形でございます。

○鈴木委員

今、おっしゃられたように、40代、50代の職員で7割という形なのです。もちろん全体の職員数が増えることを私は望んでいるわけではないのですが、ずっと職員を採用してこなかったため、30代が18パーセントしかいない。脂の乗った40代、50代が確かにおりますけれども、これもやはり10年後には変わっていく中で、別に年が上だからできるというわけではないですが、基本的にはいびつな構造になっているというふうには思うのです。それについて、例えば中途採用なども考えて埋めていくのか、それともこの間は空洞にしたまま、例えば役職などもそのときは減らしていくのか、そういうことについてのお考えを聞きたいと思います。

○（総務）職員課長

職員の年齢構成については、市政の安定した運営というのですか、継続的な運営のために、組織として機能を発揮するためには、バランスのとれた年齢構成は必要だと思っています。これまで年齢構成が多少いびつになっておりますので、過去10年間ににおいては2回、社会人枠での採用を行っているほか、定期採用試験において年齢制限の上限を上げて、バランスをとるように取り組んでおります。

○鈴木委員

それと、先ほど少し言ったのですけれども、ボリュームというか全体の職員数については、どうお考えなのかということを伺います。

○（総務）職員課長

全体の職員数でございますけれども、やはり人口減や財政規模で今までどおりというわけにはいかないというふうに考えておりますけれども、そういった中でも、そういう状況を見ながら適正なものということを考えていって、また国の制度とか、市民サービスに対応する体制にする人員というのにも配置していかなければならないと考えております。

○鈴木委員

基本的には社会に合った形で少し絞っていくというお考えだと解釈します。

それで、もう一つ心配に思うのは技術職なのです。結局、技術職を本年度採用しましたと、たぶんそういう答弁があると思うのですが。技術職といっても運転手とか、そういう意味ではないです。建設とか本当の専門職の方、そういう方がだんだん外注というか、何かをするときには外に頼もうという形が増えていくのかと思いますけれども、ただ最低限ないと困るというか、そこを強化していかないと、市役所として専門的なことが判断できないということがあると思うのです。

例えば今回の新市立病院建設において、査定とか見積もりをした場合、たくさんの技術職がいて見積もって、外からのいろいろな単価が出たときに、これが正しいのかどうかという判断もできたかと思う部分もあるのです。そういうことも含めて、この技術職の方についてどのようにお考えですか。

○（総務）職員課長

委員がおっしゃるように、近年公共工事が減っている中で、市職員全体の職員数と同様に土木技術職も減ってきているわけですが、やはり維持・管理の関係ですとか、先ほどおっしゃった委託してもチェックをしていく職員にも専門的知識が必要ですので、これからも職員の退職状況を見ながら、そういう者を採用していかなければならないと考えております。

○鈴木委員

そういった意味では、全体的にはスリム化をしていく中で、質とバランスを整えていくというのは大変難しいかとは思いますが、それがやはり健全な市政運営にもつながると思いますので、今以上にできるように頑張っていただきたいということでもあります。

◎自動販売機の設置場所について

3 番目に、自動販売機の設置場所についてです。今日、北海道新聞の一面に、道が自動販売機の設置について見直したところ、収入が約40倍になったというすごい記事が載っておりました。そういうことも含めまして、まず本市ではどのような現状なのかをお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

小樽市の自動販売機につきましては、基本的には目的外使用許可ということでやっておりまして、1 台につき使用料として、年間 1 万8,000円を徴収しております。自動販売機設置における入札ということも広がってきている中、昨年市立小樽美術館において、貸付けという形で入札を行ったケースがございます。

○鈴木委員

まさに美術館でやったのが、たぶん今回の北海道が全面的に取り入れた形ということになるのですけれども、美術館で入札されて、自動販売機は1 台幾らで設置されているのですか。

○（財政）契約管財課長

昨年、美術館で設置した自動販売機は3 台ございまして、3 台分のスペースについて入札をかけたのですが、案件としましては1 台分のスペースと2 台分のスペース、二つに分けて入札をかけております。1 台分のスペースにおいては、落札価格が15万円で、契約金額が18万円です。もう一か所、2 台分のスペースが32万4,000円となっておりますので、これを1 台に換算しますと16万2,000円という形になっています。

○鈴木委員

先ほど目的外使用許可で年間 1 万 8,000 円、今入札すると 16 万円から 18 万円ということです。この目的外使用というのがよくわからないのですが、例えば自動販売機を置かせてあげるということに関して、何が違うのですか。

○（財政）契約管財課長

本来、行政財産を使用する場合、財産の目的、要するに本来の目的は、例えばこの委員会室であれば会議室だけでも、この一面を使うということであれば、その目的を外して目的外使用という位置づけで規則で定めております。それが目的外使用という位置づけで、使用料を納付しなければならないというのが規則で定められております。それが自動販売機の場合、年間 1 台につき 1 万 8,000 円ということで行っています。

ただ、地方自治法の改正により、平成 18 年から、財産の目的外使用に該当しても貸付けも可能だということで、全国的に自動販売機設置などについて、財産の有効活用のためにそういう入札で貸付けという形をとり始めており、今回の美術館での設置においてはそれを利用した料金設定になっております。

同じ場所なのになぜ料金が違うのかという素朴な疑問かと思うのですが、基本的には、制度的にはそういう形の中でどう移行していくかというのが難しいところなのですが、美術館の場合、新しくできた広い場所というのは数多くの利用が図られるということで、自動販売機を設置すればそれなりの収入、収益も図られるだろうということもありまして、入札を執行したということを知っています。

○鈴木委員

美術館の入札は正当だと思うのです。いいアイデアだし、もちろんそうしなければいけない。今聞いているのは庁舎内、例えば実際に自動販売機がありますが、どうするのですかということも含めてということになるのです。結局そういった形で、新聞報道によると、道では貸付け収入の差が 40 倍あります。そこまではいかないにしても、年間で例えば貸付け収入に 10 倍の開きがあった場合、当然取り入れていくのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

2 年前に市役所庁舎における自動販売機の設置形態を 1 回調べていまして、その設置形態というか利用形態というか設置の仕方が、例えば災害目的のために置いているだとか、災害時にテロップが流れる、災害時に無料で商品が出るとか、そういう目的で置いているようなものもあったり、指定管理者が設置している自動販売機もあったりして、設置目的がさまざまありまして、そういうものを把握した中で、今後はやはり入札にできる部分は入札にしていってほしいのではないかとということで検討はしております。今後についても、入札で対応できるものについては対応してもらおう、各課に依頼していきたいとは思っております。

○鈴木委員

今日報道が出て、このような場合、本市ではどうなるのかということで聞いたのですが、基本的にはやはり入札といった形でやっていただくのがいいのではないかとというふうに思います。何となく歯切れが悪いのですが、ではやらなければならないと思いますという話にはならないのですか。今言ったように状況はいろいろあると思います。指定管理者のあるところはそれに管理をしていただいた上での部分もあるのですが、極端に言うと、別館地下の食堂の前の自動販売機の使用料は幾らなのですか。

○（総務）総務課長

1 台につき年額 1 万 8,000 円ということになります。

○鈴木委員

そういったことで、この自動販売機は人通りもあるというか、私もかなり買っていますし、そういった面では需要があるので、やはり今後はそういった競争原理を導入してやっていただきたいということでもあります。これ以上やれと言っても仕方ないですが、今後、契約の切替え時期もあるでしょうから、そういうときはお考えいただきたい

いということです。

◎若竹小学校跡利用について

4 番目に、若竹小学校の跡利用について聞きたいと思います。

若竹小学校の跡利用について、何をするの、どうするの、何になるのと聞かれても、たぶん答弁できないと思います。ところが、今回初めて固有名詞で、若竹小学校の跡利用を考えなければいけないということになったわけです。これは当然企画政策室が担当ということになります。そうなりますと、例えば学校適正配置で若竹小学校が閉校になる、跡地が出る。それをどういうプロセスで利用方法を決めていくのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

若竹小学校の跡利用の今後の進め方という形で答弁させていただきます。

まず、3 月に「学校跡利用の基本的な考え方」というものを作成いたしました。この中身は、従来の利用に配慮しつつ、まず建物の状況、そして維持管理費等の財政負担を十分検討すること、それを踏まえまして公共施設としての利活用の可否を検討すると。また、将来的に公共部分で利用できない場合は、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合は、売却や貸付けなどについて検討することになっております。

また、検討に当たっては、全市的なまちづくりの視点で、地域の皆さんの意見や要望も聞きながら検討することになっておりますので、まずこの考えに基づきまして、市内の学校再編に伴う跡利用検討委員会や、検討委員会で設置する研究部会などの議論を踏まえまして、地域の皆さんと意見交換を行いながら判断していきたいと考えております。

○鈴木委員

跡利用につきましては、市民からいろいろな問い合わせというか、希望も含めてあるわけです。ということは、何かをつくれと言われても、それは検討するから、地域の方々と話し合うから、そのときに意見をお述べくださいということと言っているのですよね。市民から、具体的な要望を取り入れるのはどのような段階なのか。市のほうで、学校が例えば耐震化されているかというのは調べています。次にどのぐらい使えるかというのを先ほど言ったように検討する。そして、全く計画がない状態でどうしますかということにはなるのですか。そうではないですよ。基本的にはある程度計画を立てた上で話し合うのかということを開きたいのです。

○（総務）企画政策室上石主幹

跡利用検討委員会の中で、今の施設の状況と、地域での利用状況、その立地場所を踏まえた地域性というもの、大体この 3 点の中で十分検討しながら、まず公共として利用できるのかどうかを、市として一定の判断をしまして、それから地域の方たちの意見を聞きながら、もちろん地域の方たちもきっと要望があると思います。その中で、ただ地域の皆さんに関しましては、まだ例えば施設状況というのを十分御理解していただけない部分もあると思いますので、そういった情報も提供しながら話をしていくと。そういうふうに段階を踏んでいこうと思っておりますので、まず市内の中で公共施設として持てるのかどうか、一定の判断をしながら、地域の皆さんの声を聞いていきたいと考えております。

○鈴木委員

たぶん予想されることでは、そうやって地域の皆さんにこのような形はどうですかと提案したり、いろいろな意見が出ると思うのです。その中で市としては到底難しい意見も出てくる、例えばそのような可能性は十分あると思うのです。そうすると、当然してくれ、いやできない、このようなやりとりにかかなりの労力を割かなければいけない。その中で、今この若竹小学校 1 校だからいいのです。しかし、学校適正配置が始まると、同時期に例えば 5 か所とか 10 か所とか一遍に出てくるのです。これを企画政策室で全部できるのかどうか、その一つ一つは個々の事例ですから、十把一からげに取り扱うわけにいかないのです、それぞれで動かなければいけないのです。実際、企画

政策室でそういったことを想定されているのかということを知りたいのです。

○（総務）企画政策室上石主幹

先ほど委員がおっしゃったとおり、今回の学校再編の取組の中で、この跡利用の検討というのは若竹小学校が初めてになります。今後、学校再編が進む中で、こういった跡利用の検討というのが確かに出てくると思っておりますけれども、今回こういうふうな若竹小学校について検討していく中で、一定の仕組みづくりがまずできるのではないかと、学校再編の中で今回検討していくに当たって、まず気をつけなければいけないと思っているのは、学校というものが普通の公共の土地とか建物とはまた別なもの、地域のシンボリックな存在ということで、今までの学校という立場というものを十分理解していかなければいけないのかと思っております。

そういうものも踏まえまして、ある程度地域性の情報といったものは事前に収集なりはできると思っております。教育委員会と連携しましてそういうことはやっていかなければいけないと思っておりますので、今回若竹小学校の跡利用の検討を進める中で、検討する一定の仕組みづくりというのができるだろうと思っておりますので、一定の工夫をしながらやっていきたいと思っております。

○鈴木委員

まさに、今、主幹がおっしゃったとおり、学校跡利用は特殊ですけれども、ただ企画政策室の仕事は学校適正配置の跡利用ばかりやるわけではないのです。いろいろな公共的なというか、全体的に眺めてやらなければいけない部分もありつつ、これからすごい勢いで出てくる、そういうことに対して対応は大丈夫なのですかということを心配していたわけです。

だから、そういった意味では、少し今後のことを見据えて強化をしないと、はばけてしまうというか、おざなりになってしまうことはやはり困るということを知っているわけなので、そのところは主幹に聞いてもかわいそうかなと思うのですが、全体的なこととしてはいかがなのかなと思います。

○総務部長

ただいま、学校跡利用について、企画政策室で今後十分対応できるかという御質問だと思いますけれども、当面今、若竹小学校を一つの目的としてどのような跡利用がいいかということで、地域の皆さんの御意見を聞いていかなければならないと思っておりますが、企画政策室といたしましては学校の跡地だけではなくて、例えば今回共同調理場が一つになることで、新光共同調理場の跡の問題もあるわけで、学校だけに限らず市が持っている施設の跡利用というのは、このままいきますと従来どおり企画政策室で対応していかなければならないと思っております。しかし、今、業務がはばけるというようなことで御質問がありましたが、当面この体制でやらせていただきますけれども、やはり対応する施設が増えてくれば、当然、委員の御心配のようにはばける可能性もありますので、その時々状況を見ながら、対応といいますか、組織というか、そういったものは考えさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員

そういったことで、やはり市民が期待されているということで、対応を間違えとまた大変なことになるので、ぜひともしっかり対応していただきたいということでよろしくお願いします。

◎小・中連携教育の取組について

最後に、小・中連携教育と学力ということで聞きたいと思っております。

これは学校適正配置とも重なるところがあるので、教育委員会としてのお考えだけを聞きたいのです。適配で結局小学校、中学校が少なくなります。そういった中で私の持論としては、小学校と中学校の教員がしっかり連携をとりながら、自分たちが教えた児童が中学校へ進学するに当たって、こういうところが苦手である、こういうところを注意してくださいと、小学校の教員が言って、中学校の教員は、逆に言えば進学してくる生徒が最低このぐらいの学力をつけていないと困るから、しっかりとこういうことを教えてくださいなどと、そういう連携をしながら

学力を上げていただきたいというのが理想なのです。

それで、今回適配にかかって学校が少なくなって、校区が広がります。今までは一つの学校があって、今回五つに分けたところが、例えばほかのところに越境というか、ちょうど中間にあってほかの学校へ行って、要するに同じ小学校から幾つもの中学校に分かれて進学するという現象があるのです。ですから、そういうところをなるべく解消していただいて、一つの小学校からは極力ほとんどの児童が同じ中学校に進学する学区とか、そういうことも含めてやっていただいて、今言った連携をしっかりとっていただきたいという思いがあるのですけれども、そういうお考えはどうかというところを聞きたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

小・中連携教育の取組についてのお尋ねでございます。小・中連携教育のメリットということで答弁をさせていただきたいと思います。

小・中連携教育のねらいというのは、小学校と中学校の円滑な接続ということでございます。その中で、委員からお話がありました、学力向上の観点からも効果があるということが、文部科学省の調査等にも示されております。

その他、教員の指導力の向上につながるという報告もございます。具体的に申しますと、例えば小学校、中学校の 9 年間を見通して教員が学習の系統性、算数だとか国語だとか非常に系統性がしっかりしている。要するに各学年で習うことが非常にはっきりしている教科がございますが、そういうことについては、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間を見通して教員が指導できるというメリットがございます。

また、英語の教員が中学校におりますが、小学校における外国語活動におきましては、中学校の教員が英語の指導をすることで、より専門的な教育を行うことができることにより、子供たちの興味・関心が増すといったようなメリットがあるということが報告として上がっております。

いずれにしても、義務教育の 9 年間を一つのものとしてとらえていくということで、小学校から中学校まで子供たちを育てていくという観点が、やはり子供たちの学力向上などについては有効だというふうに考えております。

○（教育）指導室長

私は菁園中学校にいましたので、たくさんの校区の小学校から生徒が集まってきて、中学校、小学校の連携という部分では非常に難しさを感じておりました。顔の見えるつながりをふだんからつくっていくということは、本当に重要なことですので、また適正配置の計画を進める中でそれも非常に大事だということであってございますので、その点は十分大事に進めていきたいと思っております。

○教育部長

委員から適正配置の関係でという前提でお話ございましたので、御案内のとおり今回の学校再編の計画のブロックごとの考え方の中に、小学校と中学校の接続ということも、そのブロックごとに再編を進めるという中では多くのポイントとして掲げてございましたので、そういうことも含めて学校再編の中では念頭に置きながら進めているということも、あわせて付言をしておきます。

○委員長

自民党の質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎自動販売機の設置場所について

初めに、質問に入る前に、先ほど鈴木委員の質問の中で自動販売機の設置について質問がありまして、実は3年ぐらい前ですか、千葉議員も非常に財政効果が大きいということで質問させていただいたのですが、そのときにも目的外使用という縛りがあるということで、なかなか入札はそぐわないという答弁で、実施には至っていないという経緯があるのですが、先ほど鈴木委員の質問の中で、今回、美術館で入札が行われたということなのですか、まずどういう経緯でそこを入札する形になったのか、お聞かせいただけますか。

○（財政）契約管財課長

平成22年に全庁的に自動販売機における調査を行いまして、各部署から自動販売機の設置形態というか、そういう条件等を聞いて、できるだけ市としても入札に向けた動きをしたいということで、全庁的な各部署との話し合いをしました。その中で全体で早急に入札という形は、過去の経緯からなかなか難しいというものもございまして、ちょうど美術館が新年度新たに外に自動販売機を設置したいという話の中で、ぜひ入札に向けて検討してやってみたいということで生まれた結果であります。

○秋元委員

当時のことを私も今、控室でいろいろと調べたのですが、千葉議員もいなくて詳細がわからなかったのですが、入札するにはなかなか厳しいということだったのですけれども、今回、美術館で行われたということは、そもそもは法律等が変わってできることになったというよりは、市の考えとして入札も可能であると判断したということではないのですか。

○（財政）契約管財課長

当然、資産をどのように有効活用して収益を上げるかという観点からすると、やはり自動販売機を置くスペースについて、いかに入札なりの方式によって効果的な利用が図れるかという観点は必要ということが前提でございまして。その中で、これからはそういう入札可能なものについては、今まで使用料を取っていたものに関しても、変えていってもいいのではないかと考えております。

○秋元委員

そこで、千葉議員も、非常に利用頻度の高い場所といたしますか、例えば体育館ですとか、先ほど鈴木委員も言っておりましたけれども、庁舎の地下の自動販売機ですとか、その当時も調べましたら、いろいろな自治体で入札されていまして、何百万円単位、何千万円単位で入札の金額があるということで、財政効果が大きいという話をさせていただいたのですが、今回、結果的にはいい方向だというふうに思うのですが、なぜ全庁的に早くできないのか、どういうハードルがあって市の施設でできないのかという、この理由というのはどういう理由なのでしょう。

○（財政）契約管財課長

先ほど言っているような個別の設置形態という理由がありまして、例えば、今、本庁で言えば地下の場合は福利厚生会が設置しているという過去の経過、総合体育館であれば身体障害者福祉協会が設置しているというような過去に使っていた人たち、そういうものの權益を一旦外して新しく入札するという、それも一つの施策なのですが、全庁的にいろいろなケースがございまして、一気にそれを入札にするかどうかというもののその辺の判断も現在もやっております、なかなかそれで一気にいききれないというのが実情でございます。

○秋元委員

本当は当時の千葉議員への答弁を精査しようかと思ったのですが、立場上そこまでしませんが、ただそう

いう提案があって、市の考え方も変わったのであれば、ぜひ報告なりしていただいたほうが、私は非常に市と議員の関係としてはいいのではないかというふうに思います。

◎事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について

続きまして、所管が総務部ではないのですけれども、総務部長の考え方を伺いたいということで、今日の北海道新聞に小樽港に関連して、津波対策ということで、126港に事業継続計画を策定するように国土交通省が求めているという記事がありまして、総務部長も御存じのとおり、ＢＣＰというのは私も以前からぜひ必要なので考えてほしいということをお話しておりまして、今回もし小樽港で策定するような動きになれば、小樽市としても非常に重要な部分だと思うので、小樽港だけではなくて、ぜひ小樽市としても、このＢＣＰの策定を進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長

港湾関係のＢＣＰにつきましては、港湾室にも確認しましたが、まだ国土交通省から正式な通知がないということで、詳しいことはお話しできませんが、従来から、委員からＢＣＰの策定について進めていけないのかという御質問があったことについては十分認識しておりますけれども、これまではたぶん研究する、あるいは調査する、そのような答弁だったかと思いますが、現状を申し上げますと、やはり東日本大震災以降の当面の対応に追われていますので、このＢＣＰ計画の策定に向けて、私どもは積極的に取り組んでいるとは必ずしも言いがたい状況にはなっております。

ただ、東日本大震災を受けまして、何が教訓なのかということは、やはり災害そのものを防ぐことはできないということで、減災、災害を減らすという観点から防災を進めていこうという流れになっていまして、減災に向けて一番大事なものは何かというと、日ごろから備えておくということではないかというふうに思っております。このＢＣＰもいわゆる備えという位置づけからいたしますと、あらかじめ優先業務を特定しておいて、我々市職員が、何らかの災害時に適切あるいは高い水準で行動を起こして、できるだけ被害を抑えていくという観点の計画で、あらかじめ行動計画を定めておくということになりますと、これは備えの一つになってくるわけですので、いろいろな防災対策に追われていますので、そういったものの進捗状況も見ながら、このＢＣＰ計画の策定も視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○秋元委員

◎鉄道記念物、準鉄道記念物について

続きまして、総合博物館の鉄道記念物と準鉄道記念物について伺いたいと思うのですけれども、まず現在、小樽市総合博物館に保管といたしますか展示してある鉄道の車両が何両あるのか、またその中で鉄道記念物と準鉄道記念物に分けて説明していただけますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

御質問の総合博物館に収蔵しております鉄道記念物と準鉄道記念物について説明いたします。

当館では、現在、車両50両を所蔵しておりますが、そのうち鉄道記念物になっております車両は3両、しづか号、い1号、大勝号。それから、準鉄道記念物になっております車両が5両、かき寄せ式雪かき車、ロータリー式雪かき車、それからキハ03、通称レールバスと言われているもの、それから北海、それとED75という電気機関車。なお、このほかに鉄道記念物として機関車庫3号、準鉄道記念物として北海道鉄道開通起点標がございます。

○秋元委員

そこで、これらの車両はすべて小樽市の所有なのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

鉄道記念物になっております3両、それから準鉄道記念物のうちかき寄せ式雪かき車、ロータリー式雪かき車、キハ03、全部で6両がＪＲ北海道の所有で、当館が管理という形になっております。

○秋元委員

そこで、維持管理費なのですがけれども、私もいろいろな鉄道の施設を見せていただきまして、例えば埼玉県の鉄道博物館、また九州鉄道記念館、そこも見させていただきましたが、本市で収蔵されている車両を見ますと、非常にすばらしい産業遺産であると改めて感じているところなのですが、ただ保存状況というのは非常に皆さんも御苦労されてきたことと思いますけれども、傷みが激しいものも見受けられるのですが、維持管理費のこれまでの推移、鉄道記念物と準鉄道記念物に分けて、もしわかればお聞かせいただけますか。

○（教育）総合博物館副館長

まず、鉄道記念物の車両につきましては修復をいたしておりません。保存状態が非常にすぐれておりますので、現状のままの保存でよろしいと思います。

準鉄道記念物のうち北海とED75、この2両は外に置いてある車両なのですが、この2両につきましては車両の修復をいたしましたけれども、1両幾らという形での作業ではございませんで、年間の中でボランティアの方をお願いしての車両修復をいたしております。

ちなみにそれでいきますと、平成21年度につきましては105万円、22年度につきましては1,300万円、23年度につきましては1,210万円でございます。なお、このうち22年度、23年度につきましては緊急雇用創出事業を導入いたしましたので、額が大きくなっています。

○秋元委員

素人目から見て維持・管理で考えれば、さびを落したり塗装したりするような作業というふうに思うのですが、この平成21年度以降の費用については、ほとんどが塗装作業に使われた費用と人件費のような費用ということでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

おおむねそのように御理解いただいて結構と思います。

○秋元委員

そこで、市民からも、特に鉄道に興味のある方などからは、維持・管理をしっかりしてほしいというお話を非常に多くいただくのですが、現在、先ほど聞かせていただいたとおり、ボランティアの方に一部塗装作業などをお願いしているということだったのですが、私が見た鉄道の施設では非常に管理が行き届いておりまして、もちろんそれぞれの管理状況にもよるのでしょうけれども、専門でない方がする作業ですと、遺産としての価値が下がるのではないだろうかというような声をいただくのですが、準鉄道記念物については、そのようなボランティアの方々が塗っているような状況というのはあるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

先ほど御説明いたしましたED75に関しましては、ボランティアの方の修復でございます。

○秋元委員

それで、いろいろと調べたりしますと、やはりボランティアの方が各地で維持・管理されているという記事もインターネットで見たりしますが、車両の状況にもよりますが、例えば専門的な方々をお願いしたとすると、どのぐらいの経費がかかるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

当館の場合はJR北海道の出資が全くありませんし、修復に関してはJR北海道の御協力はあまり得られていません。従いまして、修復を全部外部委託でやることとなりますので、総合博物館が開館した平成19年の見積額で見ますと、破損度によって大きく値段は違うのですが、1両100万円から500万円という数字をいただいております。

○秋元委員

それで、先ほど鉄道記念物や準鉄道記念物の一部については、屋内展示ということでしたけれども、補修順序の

優先度といたしますか、それについては何か優先順位というのは考えられているのですか。

○（教育）総合博物館副館長

私ども博物館職員が巡視をいたしまして、破損度のひどいもの、劣化のひどいものから順次作業を行っております。現在のところ、一番ひどい劣化状況のものについてはほぼ終了いたしまして、今３段階でいくと、２番目と３番目をやっているという状態になります。

○秋元委員

そこで、補修サイクルについてなのですが、特に屋外に展示している車両については、ホームのような形に並んで展示しているのですけれども、非常に見ごたえがあって素晴らしいと思うのですが、ただ維持していくことを考えると、冬季はブルーシートなどをかけたりして保存しているというふうに思うのですけれども、できれば屋内に展示というような形をとれないものかと常々私も考えますし、多くの方もそのように思われていると思うのですが、屋内展示のような考え方をした場合に、予算はどのぐらいかかるといった試算といたしますか、見積りというのは、されたことはありますか。

○（教育）総合博物館副館長

今、御指摘の当館所蔵の車両を屋内にすべて入れたときに幾ら必要かという試算は今までしておりません。

○秋元委員

そこで、まちづくりの部分にも関連してくると思いますし、そういう意味でこれからさまざま検討されていく部分だというふうに思うのですが、先日、小樽市職員がフェイスブックなどで今いろいろと市の情報を流していただいて、私も見る機会が多いのですけれども、その中で中国人女性で通訳をされている方のお話が載っておりまして、小樽に来て総合博物館に鉄道の施設があるというのを全然知らなかったというお話が一部載っておりまして、実は非常に鉄道が好きな女性の方だったということですが、いろいろな施設に行くと、たくさんの方がこの鉄道の車両ですとか鉄道施設の様子を見ているような風景も見ますと、小樽市総合博物館もっとアピールといたしますか、周知といたしますか、できないものかと思うのですけれども、今後の周知の方法について何か特別考えていることはありますか。

○（教育）総合博物館館長

ただいま委員から、フェイスブックでの御指摘の事例を伺いました。私もその事例については拝読しまして、たまたま中国人の通訳の方が当館における鉄道資料のことを御存じなかったという御指摘でございました。

私どもも昨年11月に市としてフェイスブックの取組を始めてから、総合博物館としても非常に多くの記事をアップしてきた事実がございます。その中で、よく見てくださる方も、台湾の方でありますとか、あるいはアメリカの方等からも、私どもの記事についての感想が寄せられたりしてございますので、今後も私どもの貴重な鉄道資料につきましては、フェイスブックなどは非常に広がりのあるこれからのメディアでございまして、これを活用した中で広く周知してまいりたいと考えております。

○秋元委員

それで、小樽市のホームページのトップページに、常時この鉄道車両の状況といたしますか、様子といたしますか、こういうものは掲載できないものなのでしょうか。非常にもったいないというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）総合博物館館長

市のホームページのトップページの活用ということになりますと、それを所管する総務部との調整も必要になるかと思いますが、今年、蜃気楼につきまして市のトップページにリンクを設けたということもございまして、どのようなことができるか、今後検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

ぜひ周知といいますかどンドンアピールしていただければ、興味のある方が小樽を訪れた際にもっと見ていただけたと思いますので、よろしくお願いいたします。

少し話が戻るのですが、維持・管理していく中で、塗装するに当たって国鉄色といういろいろな色の指定があるようなのですが、当然、現在修理されていく中では、この国鉄色を使って維持されているというふうに思っていますでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

修復を開始しました平成19年に、JRの苗穂工場にお邪魔しまして、いろいろな色につきまして、ペンキにつきまして御指導いただいたところでございます。現在、それに準拠する形で国鉄色、若しくはもうJRで使っていない色がございますので、それについては似た色を探して使っております。

○秋元委員

そこで、塗り方なのですが、お聞きしましたら、手で塗る方法もあるようですし、また吹きつけで塗装される方法もあるというふうに思いますが、現在、小樽市総合博物館では塗装についてどのような方法でされておりますか。

○（教育）総合博物館副館長

当館の場合、修復につきましてははけ塗りを行っております。かつて吹きつけを検討したこともございますが、周辺に住宅ですとか店舗ですとか駐車場等がございまして、どうも飛沫が飛んでいく危険性があるということで、今ははけ塗りにしております。

○秋元委員

素人考えですが、何か囲って吹きつけの作業をするなり、施設の大きさ、車両の大きさからいって難しい点もあると思うのですが、そういうことは考えられないのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

緊急雇用創出事業で行った案件につきましては、実は業者をお願いしてやっております。そのときは、部分的ですが、屋根の上の部分ですが、吹きつけを一部行っております。ただ、やはりサイドの部分ですと、風向きによっては危険性が高いということと、あと扱うのがボランティアの方ですので、コンプレッサ等の大型機械を使いますので、それではけ塗りという形を今選択しております。

○秋元委員

現在、50両あるということなのですが、今お話しいただいたとおり、ボランティアの方にも一部お願いしているということで、将来的な価値を考えると、保存の方法といいますか、塗装もそうですが、また私が行った施設の話になりますけれども、グリスが思いのほかたくさん塗られておりまして、外に展示しているものについてはグリスアップが非常に重要だという話を伺ったのですが、私もそれほど頻繁に行きませんが、総合博物館の例えば機関車といったものについてのグリスアップといいますか、塗装の状況というのは現在どのようになっているのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

今、グリスアップを行っています蒸気機関車についてですが、しづかと大勝はグリスアップを年に1回行っております。それから、運行していますアイアンホースにつきましては、客を乗せるということもありますので、これはほぼ毎週グリスアップを行っています。その他の車両につきましては、作業の優先順位としましては、さび落としがまず必要な段階に今まだございますので、ボランティアにはまずグリスアップより先にさび落としをお願いしている状態でございます。

○秋元委員

そのような中で調べていくと、豊浦町のD51953の車両が9月に全面塗装されるというような話があったのですが、この費用ですとか作業工程といいますか、そのような情報は押さえていらっしゃいますか。

○（教育）総合博物館副館長

豊浦町のD51につきましては、豊浦町の事業としてではなくて、三菱大夕張鉄道保存会の皆様の手弁当という形でやっていたらというところまでは把握しております。保存会の方にまだ連絡がとれておりませんので、総額が幾らかかるかというのは把握できておりませんが、かつて豊浦町が直営で管理していた時代は、1両の車両ですが、年間50万円をかけて塗装をし直していたという話を聞いています。

○秋元委員

管理をしっかりしてほしいという、そこに尽きるのですが、将来的にも非常に価値が高まるものですので、本来であれば専門的な方々にお願いして、塗装なり管理なりをしていただきたいと思いますし、総合計画の中にも、例えば文化財の保存・活用事業がありますが、このような事業の予算を使って維持・管理するという方法ではできないのでしょうか。

○（教育）総合博物館館長

文化財の保護ということになりますと、指定されたもの、また指定されていないもの、それぞれ価値を持つ文化財というふうに認識はしています。ただ、私どもも重要文化財を幾つか抱えている中で、その重要文化財等の保護について、国の支援なり、道の支援なりをいただきながら進めてまいりたいと思っていますし、また鉄道車両につきましても、これは指定されていないものにつきましても貴重な文化財であるという認識はございますので、私どものできる範囲で頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

現在、例えば産業遺産の保存にかかわるような国の補助金や事業などのメニューは何かあるのですか。ここ最近でもし何か使ったようなものがありましたら、お聞かせいただけますか。

○（教育）総合博物館副館長

先ほど説明しました鉄道記念物に含まれています機関車庫3号は国の重要文化財に指定されています近代化遺産でございまして、これにつきましては国の補助事業のメニュー、それから道のメニューにのっておりますので、それを使いまして工事をさせていただきました。

○秋元委員

J R北海道が所有している車両も一部あるということで、そういう車両の維持・保存についてのJ Rへの働きかけもぜひしていただきたいですし、私たちももっと地元のそういう価値ある遺産をしっかり知っていかなければいけないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

関連して、現在、小樽市総合博物館にある車両のアスベスト除去というのはどのような状況でしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

車両に使われていますアスベスト、アスベスト布というたぐいのものでございますが、それにつきましては当館ができる前、小樽交通記念館の時代に、平成17年に調査をいたしまして、処理をいたしております。

○秋元委員

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例がありまして、その中で車両の保存にかかわる寄附金もあったと思いますけれども、現在までどのような使われ方の推移をしているのか、まずお聞かせいただけますか。

○（教育）総合博物館副館長

先ほど説明した中にもその数字が含まれておりますが、平成21年度は105万円、22年度が108万円、23年度が107万円使っております。合わせて300万円強を使わせていただいております。

○秋元委員

ぜひ今後維持・管理についても検討していただきたいと思います。

◎北海道鉄道記念物スタンプラリーについて

現在、北海道鉄道記念物スタンプラリーという事業をＪＲ北海道で実施されておりまして、勉強不足で初めて知ったのですけれども、この事業の内容はどのようなものなのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）総合博物館副館長

これは全道にございます鉄道記念物、準鉄道記念物のある場所に行ってスタンプを押してきて、それを全部回りますと記念品がもらえるという事業でございます。４月２８日から１０月１４日までＪＲ北海道の主催で行われていました、最終地点、記念品がもらえる場所が当館になっておりますので、必ず最後は当館に来るのですけれども、名寄と上士幌が含まれていますので、かなり広く動かなければいけなくて、丸１日かかるような場所もございますので、全部回られた方は２８名という状況になっております。

○秋元委員

記念物の地図とあわせてみると、ほとんどが小樽市総合博物館のもので、非常にびっくりしたところなのですが、この事業自体も私自身も知らなかったのですが、こういうものの周知もぜひ進めていただきたいですし、最後に小樽市総合博物館で記念品がいただけるということで、名誉駅長というのが最高の称号なのですが、現在まで２８名ということで、残り４か月ほどあるようですので、今後の周知も必要だと思います。これはＪＲ北海道の事業ですけれども、非常に深く小樽市総合博物館もかかわっています。この辺の周知というのは何か考えられていますか。

○（教育）総合博物館館長

この北海道鉄道記念物スタンプラリーにつきましては、計画を立てるときからＪＲ北海道と相談しながらつくった経緯がございます。これまで私どもも、企業が行うものですので、あまり積極的な周知については踏み込んではいなかった部分もございますが、今後、先ほど委員からお話がございましたフェイスブック等のメディアもございますので、それらを踏まえてＪＲ北海道と相談しながら周知に努めてまいりたいと思います。

○秋元委員

◎記念事業について

この項の最後に、今年、手宮－幌内間の幌内鉄道が全開通して１３０周年ということで、何か記念事業といたしますか、そういったことは考えられていますか。

○（教育）総合博物館副館長

当館では１０月から全通１３０周年、それから市制施行９０周年を記念した事業といたしまして、博物館本館で企画展を計画しております。これは三笠市と、それからＪＲ北海道と共同で連携して行う事業でございまして、当館につきましては石炭を運んだ鉄道ということで、石炭と鉄道をテーマにした展示を考えております。

○秋元委員

非常に楽しみにされる方もいらっしゃると思いますので、ぜひ周知についてよろしく願いいたします。

◎Ｊ－ＡＬＥＲＴについて

次に、防災につきまして、５月３１日付けで消防庁から、Ｊ－ＡＬＥＲＴの全国一斉自動放送等試験の周知があったと思いますけれども、まずこの周知について、どのような内容だったのかお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

委員がおっしゃいました５月３１日付けの消防庁の通知の内容でございますが、こちらにつきましては、北海道を経由しまして、６月４日付けで本市に届いたところでございます。

内容につきましては、今年４月に実施いたしましたＪ－ＡＬＥＲＴの試験があったのですが、その試験の際に一

部国からの情報が届かないですとか、国からの情報を受信したと同時に、屋外につけているスピーカー等でお知らせするような自動放送のシステムがあるのですけれども、それが正常に作動しなかったことから、今回の試験が実施されるということで通知があったものでございます。

○秋元委員

そこで、この試験日が 9 月 12 日と承知しているのですけれども、例えば小樽市でこの J－A L E R T の全国一斉発信に合わせて避難訓練をするとか、何か防災で考えていることはあるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

9 月 12 日の試験ですが、小樽市では御存じのように自動放送のシステムが今ないものですから、国からの情報を受けるということと、あとはその伝達の手段について手順を確認するというところで現在のところ考えておりまして、避難訓練等につきましては、毎年 9 月 1 日防災の日の前後に総合防災訓練等も行っておりますので、9 月 12 日に合わせて避難訓練等を実施する予定はございません。

○秋元委員

そこで、J－A L E R T が発信されて受信して、その後の流れなのですけれども、現在、小樽市の防災計画の中ではどのような流れで、例えば各学校や水道局、建設部、消防本部といったところに伝達されていくのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

災害情報の伝達の流れでございますが、ほかにも情報源はいろいろとあるのですけれども、J－A L E R T につきましては、現在、消防庁舎 3 階の通信指令室に置いてございます。こちらで受信しました情報につきましては、指令室から防災担当へ参りまして、防災担当から市長、副市長、総務部長、あと関係各部の部課長に伝達することになっております。小・中学校等の関係の施設に関しては、それぞれ所管から情報が渡る形になっております。そのほかの市役所外では、防災担当からは、北海道開発局小樽開発建設部や警察などの防災会議のメンバーですとか、FM おたるなどの防災関係の団体などに情報の伝達をするようになってございます。

○秋元委員

せっかくのチャンスと言ったらおかしいのですけれども、たしか沖縄県で北朝鮮のミサイル発射実験のときに一度このような訓練をされているかと思いますが、実際サイレンが鳴らなかったところも多かったということで、本来であればこれを機に、小樽市としても関係される機関ですとか部署ですとかあわせて、そういう伝達の状況も含めて訓練されてはどうかと思ったのですけれども、その辺については、今後、学校ですとか、そういう機関との連絡体制の充実といいますか、確認についてされるような考えは現在はないということでもいいのでしょうか。

○総務部参事

例えば先ほど言った防災行政デジタル無線なのですけれども、それについては 10 月末ころをめどに設置したいと思っていますが、その中で各避難所と、それから市役所にある災害対策本部との伝達手段について、そういった訓練は定期的にしていきたいと思っています。また、その中でも小・中学校にもそういうものをつけますので、そういった訓練もしていきたいと考えています。

○秋元委員

◎防災会議への女性の登用について

最後に、1 点だけ、本定例会の議案の中で「小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案」があったかと思うのですけれども、女性を防災会議の中に登用していくというような条例案だったかと思いますが、我が党の千葉議員、松田議員もこの件をずっと質問させていただいていましたので、まず人数は何人ぐらいで考えていらっしゃるのか。また、どのような団体にこの周知をされていくのかについて確認させていただけますか。

○（総務）小濱主幹

女性委員の人数につきましては、道内類似都市の人数状況などを調査した結果、大体 1 名から 3 名ぐらいになっております。これらを参考にいたしまして、今のところ 3 名程度ということで考えてございます。

団体等につきましては、今のところ何も当たってはいないのですが、この条例改正案の可決をいただきました後に、団体等について選定の作業を行っていきたいと考えております。

○秋元委員

◎エリアメールと被災者支援システムの導入について

最後に、先日前お話がありましたエリアメールの導入が遅れている理由と、被災者支援システムの導入が遅れている理由をお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

エリアメールの導入については、NTTドコモ以外の事業者のエリアメールについて、対応機種の数ですとか、あと避難情報等を配信する際の料金がかかるようなこととかがありますものですから、その辺の検討をしていたところでございます。

被災者支援システムにつきましては、各避難所との連絡、LANでつなげるというところで、セキュリティの問題などが解決できずに導入が進んでいなかったところでございます。

○秋元委員

最後に、エリアメールにつきまして、ドコモについては無料ですので、まずはドコモだけでも導入していただきたいと。ちょうど 1 年前にこの話をさせていただいて、1 年たってまだ導入されていないということですので、まずぜひお願いしたいのと、被災者支援システムにつきましては、これは 1 年以上たっておりますけれども、以前は全避難所に検討されているということでしたが、本庁舎だけでも運用されればこれが大きく進むわけですから、まず本庁舎だけでも導入していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務部参事

NTTドコモのエリアメールについては、実は 1 月にサービス事業を開始しているのです。その中で広報おたる等で市民にも周知しています。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎新幹線の早期完成に向けた対策について

先ほど、新幹線問題につきまして主幹から御説明がありましたけれども、並行在来線の経営分離問題についても関係自治体によって同意され、今、国への所要の経手が行われるということで、いよいよ札幌延伸に向けての工事着工のゴーサインが目前に迫っているという認識をいたしております。

しかし、現在の計画では、札幌延伸、全線開通までおよそ 24 年かかるという話も出ております。一方では、国の予算の配分の仕方によっては、10 年でも工期を短縮できる可能性もあると言われております。

私は前職時代、前政権の時代になりますけれども、北陸や長崎でこの整備計画がまだ全くできていない時点で、どう見てもこれは新幹線の関連工事だと思われるような工事の現場を何か所か目撃しております。また、昨年、総務常任委員会の視察に行った際に、金沢駅でも、もちろん新幹線の駅だということはどこにも書かれてはおりませんけれども、かなりそういったものを意識したものが既に完成しているという状況を目の当たりにしてきました。

3 線同時着工ということで言われておりますけれども、長崎にしても北陸にしても、そちらのほうはかなり開通が早くなるのではないかというふうに言われています。そういった経過も考えれば、当然北海道と必然的に差が出

てくると思います。新幹線建設に伴い、経済効果あるいは投資効果など、いろいろと言われておりますが、中でも札幌延伸による効果が一番高いと言われております。そういう中で工期が24年間ということで、時間がかかりすぎではないかというふうに思っております。既にスタートの時点でこうした差がついているということは、どうしても認めざるを得ない状況だとすれば、やはり北海道新幹線に対して国の予算をどんどん前倒しでつけていく必要があるのではないかと私は考えています。

そこで、小樽市として、そういった点を踏まえて今後どのような対応を考えていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

3線同時着工あるいは認可ということでございますけれども、同時に認可されても、今、委員がおっしゃったように、北陸におきましては15年、九州でしたら10年ぐらいかかるということになっておりまして、北海道新幹線のみ新函館駅開業後20年ということで、23年後ということになります。2035年、平成47年に一応開業する予定ということなのですが、やはり札幌まで延伸になって初めて、北海道内の効果あるいは日本全体の効果というのが上がるというふうに考えておりますので、小樽市としても一日も早く開業できるように、2035年と言わずに、できるだけ早い時期に開業してもらおうよう、今後とも要望していくということでございます。

ただ、国においては財源がないという話を聞いておりまして、これにつきましては、今、国費が1年間で706億円となっています。706億円ということですが、工期を長くすればそれだけ事業費が増えるということで、安定的な財源の確保ということで、今回、認可になるというようなこともございますので、そういった相矛盾するところはございますが、小樽市としても一日も早く開業してもらえるように、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会などの関係機関と連携をとりながら国に要望していきたいと考えています。

○林下委員

今の建設工事技術というのは非常に進歩しておりまして、例えばトンネルや橋脚といった躯体設備の工事は、どこから着工しても全く影響がない、どこからでも工事はできるのだと。ただ、問題は、今言ったような国の予算計上がどういうふうになされるかということで大きく変わってくるということで、先ほど申し上げましたように、長崎や北陸の関係が正しいとは私も思いませんが、現実にはそうしたことで、既に道内でも着工に向けた誘致といえますか、ぜひここから工事を始めてほしいと。地域経済あるいは雇用、いろいろな課題がありますから、それぞれの地方で既にそういう動きが活発に行われていると言われております。

そういうことを考えますと、小樽の経済にとっても大変魅力的なことだと思いますけれども、着工に向けたゴーサインが迫っている今、小樽市としてこうした着工に向けた動きについては、どのように考えておられますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

国からは、工事につきましては幾つかの箇所から同時に進めていく予定であると伺っておりまして、道内全体の経済効果あるいは札幌までの延伸についての早期完成、その辺も含めて、やはり同時にあらゆる区間から工事することが必要であると。ですから、そういったことも小樽市としても希望しておりますので、小樽市から工事してほしいという要望はしないのですが、できることから工事を行っていただきたいと。そして、鉄道・運輸機構と話をしたことがあるのですが、一番しやすい区間としては、新函館から札幌までの間の75パーセントがトンネルということですので、長大トンネルもございます。買収のほうも比較的家が建っていないほうが簡単だということもございまして、まずは長大トンネルから工事に取りかかるのではないかと伺っております。

○林下委員

既に鉄道・運輸機構とそういう話合いもされているということなのですが、本州の長崎ルート、あるいは北陸ルートも含めて、やはり既にそういう動きがいろいろな形で出ていることが、こうした差になってきているのではないかと思います。

トンネルについては、両側から掘り始めるとかなりスピーディーな工事ができるというふうにも言われていますし、先ほどいろいろとトンネル工事の残土処理の問題などのお話がありましたけれども、例えばトンネルの地層によっては、しっかりとした保護対策も求められるところもあるかもしれませんが、小樽でそういう工事が始まるとすれば、地層的に問題があるということは、工事関係者から既に聞いておりますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今まで鉄道・運輸機構におきましては環境アセス等をしておりまして、地質調査といった各種調査を行っているところでございます。ただ、今、委員がおっしゃいましたトンネルに問題があるような地質、地層があるというふうには伺ってはおりません。

○林下委員

◎北海道薬科大学の移転に伴う影響と対策について

次に、北海道薬科大学の関係につきまして先ほど説明がありましたように、既に私どもも含めて連名で再検討を要請したということですが、大学側からは再度検討することは非常に難しいという意向が、先にマスコミで伝えられているというようなこともあります。そういったことも含めて、これまでいろいろと話し合いをしてきましたけれども、先般の予算特別委員会の中でも話したように、経済や生活環境の発展に薬科大学はいろいろな意味で貢献をしてきたと思っています。

先般、私は薬科大学の移転に対する影響と対策ということで尋ねましたけれども、バスの撤退計画というのが明らかにされて、新聞でも大きく報道されました。市民も大変衝撃を受けられたということで、いろいろなお話も伝わってきております。

薬科大学が今すぐなくなるわけではないのですけれども、それは関係ないとしても、この際いろいろな将来を見通して、今、態度を明らかにしたほうがいいのではないかなという動きが出てくるのではないかと、私は大変心配しているのですが、そうした桂岡、銭函地区を含めて、何かそういう情報を関係部署でつかんでいるものがあればお示し願いたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

地域の具体的な影響についての御質問かと思うのですが、今、私どもで把握しているのは、繰り返になりますが、1,300人の学生の約3割があ周辺の住んでいるということなので、まずはアパート経営者の関係と、あとは消費の部分に関しましては、居住している学生だけではなくて、通学している学生、例えば銭函駅を利用している学生と、周辺の飲食店などといったところにもやはり影響はあるのではないかなというふうには押さえております。

○林下委員

当然いろいろうわさみたいなものが出てくる時期でもありますから、あまりそれ以上のことを私は聞きませんが、やはり薬科大学の存続に向けた取組というのはしっかりとやっていった上で、小樽の将来を考えて、どのような対策をとっていかなければならないのかということにしっかりと目を向けていかなければならない時期だというふうに思うのです。

それで、桂岡に限らず銭函や張碓の住民は、買物や通院、通学に関して、もともと比較的札幌、特に手稲区へ行く傾向が今までも指摘されてきました。今回話題になりましたバスの輸送を見ても、今まで札幌に向けて輸送しているわけですから、そうした経過を考えますと、小樽市内で今度は買物や通院もしてもらうという、小樽市としてしっかりと発想の転換をして、何としても小樽市の住民として小樽に向かってもらう流れをつくっていく必要があるのではないかと考えるのですけれども、そうしたことが住民の安心や、小樽経済への影響を最小限に食い止めることにつながる施策になるのではないかと考えているのですが、その点については今何かお考えはありますか。

○（総務）企画政策室上石主幹

6月22日に小樽全体の皆さんの要望といいますか、そういった位置づけの中で要望書をお渡しして、要望書の中身としましては、今回の計画の再検討という形になっております。北海道尚志学園としましては、やはり学園全体の経営や効率化、そして今の薬科大学の施設といういろいろな観点の中で、今回の計画を出しているわけです。ただ、銭函地区に関しましては札幌圏に隣接している地域であるということ、例えば銭函駅でしたら、札幌駅まで30分以内で行けるという地理的な強みというのはやはりあるのだろうと思っております。

また、銭函海水浴場は最近年々利用者数がすごく増えています。例えばおたるドリームビーチと違いまして駅に近いということで、駅、JRの利用者も多いのではないかと。統計を見ましても、今、銭函駅の利用者は、実は築港駅よりも本当に増えているような感じになっております。

例えばゴルフ場もあって海もある、そういった地域環境という部分を前面に出していくと。そして、逆に札幌の人たちをもっとこちらに呼び込む。そして、銭函・桂岡地区を含めて、あの中で地域の活性化というものを検討していかなければいけないのかと考えております。

○林下委員

お考えとしては私も理解できますけれども、やはり今、薬科大学で1,300人ぐらいですか、その学生のうちのかなりの人数が、札幌からJRを利用して大学に通学しているという状況であることは私も承知しています。ただ、万が一その利用者がなくなると、JRにも相当影響が出てくるということを私は非常に心配しています。また、本当に何とかその流れを小樽市内に向けてもらわなければ、おっしゃられるように、札幌から銭函地区に人が入ってこられるような態勢ももちろん必要なのですけれども、やはり住民の安全・安心ということを考えれば、何とかそういう流れをつくるために、いろいろな施策を考えていただきたいというのが私の考えでありますので、その点についてお考えがあれば御答弁いただきたい。

○（総務）企画政策室長

今、薬科大学の問題から、桂岡・銭函地域の問題のほうに発展していった、影響が出るのではないかとということでございますけれども、桂岡自体を見ますと、住宅地で一斉に住民が入居しており、全市的に見ても高齢化が結構進んでいる状況にあるようです。地域の購買力のことを申し上げますと、今後、なかなか日用雑貨まで市内中心まで買いに来るとするのは難しいかもしれませんけれども、地域が高齢化しているという実情もございますので、どのような部分が課題になっているかについて我々ももう少し調べてみて、市としてどのような対策がとれるのか、検討していきたいと思っております。

○林下委員

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

◎公立高等学校配置計画について

次に、公立高等学校配置計画案の平成25年度から27年度版ということで、6月8日に資料をいただいたのですが、これを見ますと、後志学区の配置計画は昨年度に示された配置計画とは変更がない形で記載されております。ただ、小樽、後志全体の間口削減計画という方向性は引き続き維持されているといいますか、続いているというふうに受け止めたのですけれども、将来的には影響が非常に大きくなってくると認識しております。

そこで、実は22年度版の資料を見ますと、小樽工業高校や小樽商業高校が間口削減について検討課題ということ で記されておりました。それで、25年から26年にかけて、職業学科のあり方を含めた再編の検討が必要というふう になっております。

どのような結論がなされて今日を迎えているのか。今のところ、具体的に間口をどのような形で削減すると計画 されているかは、今回の資料には記されておられませんので、その辺について尋ねたいと思います。

○（教育）学校教育課長

公立高校配置計画につきましては、基本的には道教委で平成18年に作成した新たな高校教育に関する指針に基づきまして、毎年、配置計画というものを作成しております。職業学科の配置の部分につきましては、21年度から、もうずっと小樽市内の再編について、職業学科の配置のあり方を含めた検討が必要ということも言われておりますし、実際に23年度につきましては、商業高校と工業高校が1間口の削減という形になってございます。

そうした中で、今回、25年度から27年度までの配置計画案が示されている中で、依然としてその見通しの中では職業学科の再編という形で示されているという状況にあるということです。

○林下委員

今、潮陵高校の間口を将来1学級から2学級削減するという計画のお話がありましたけれども、平成22年度の資料には、4年間で三、四学級も減らすというか、調整が必要だということを書いているのですけれども、それは、工業高校など職業学科の学校と同じような理由で、今、こういう見直しが行われているのか、その点についてはいかがですか。

○（教育）学校教育課長

見通しだけの話をしますと、その4年間の中学校卒業者の推移の中で、実際に何学級相当の調整が必要かということで、従前からこの計画の中には示されている状況です。

○林下委員

実は私も昨年から高校のPTAの活動に参加する機会をいただきまして、正直言ってまだいろいろと勉強中であります。そこで教員などの関係者からいろいろとお話を伺っていますと、学級削減に対してさまざまな影響を懸念する、心配するということを聞いているところであります。

それで、今、「小樽市内公立高校の在り方を検討する懇談会」がありまして、道教委のこうした計画、方針を受けまして活発にいろいろな議論を行っていることは、「小樽市内の公立高校の在り方について（検討報告書）」を見ても理解できるのですけれども、例えばこの報告書の取りまとめを道教委に提出して、そしてそういったものを受けて、道教委が例えば後志学区の間口の削減、あるいはその調整をやっておられるということで理解していいのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

平成21年に道教委から、小樽市内の公立高校のあり方についてということで、一度地域の方々にそういったことも話し合ってはどうかということを踏まえまして、21年11月にこの「小樽市内公立高校の在り方を検討する懇談会」を立ち上げまして、23年3月に、「小樽市内の公立高校の在り方について（検討報告書）」を道教委に提出してございます。そのときの意見書につきましては、この懇談会としての意見ということで道教委に提出しておりまして、配置計画を策定する際には、年に2回ほど、市町村長や教育長、高校の関係者、PTAの方などが参加して意見を述べる機会を設けております。道教委としては地域別検討協議会という形で開催しておりますので、そういった中でこの検討報告書の意見を尊重した形で、市教委としてもこういう中で意見を述べてきているという状況でございます。

○林下委員

ともすれば、今まで例えば道教委の方針が示されたら、なかなか地方の意見が通らないという印象を受けておりましたけれども、そういうことではないということで、私もこうした活動に積極的に参加してまいりたいと思っています。

それで、この間、教育問題について皆さんからさまざまな御意見を伺ってまいりましたが、学力向上というのが大変大きなテーマとして扱われてきております。ところが、一生懸命頑張っても希望する高校の間口がどんどん狭くなってきていることから、子供たちが向学心といいますか、本当に希望を失っているような、そういう影響が出

てくるのではないかと心配するのですけれども、そういう声というのは現場では起きていないのでしょうか。

○教育長

道全体又は後志全体の間口の状況とすれば1.0倍ぐらいですので、全体の需要はおおた満たしていると。ただ、小樽市内の状況で言えば、私立学校が大変多いという状況があります。そういう意味では住民からは、公立の普通科が相対的に言えば、全道から見れば小樽は間口が小さいと。そういう意味で、公立の普通科に入りづらいという状況は他と比べればあると思います。

ただ、大学区制といいますか、後志1学区になったということがあって、それから余市高校、仁木商業高校、古平高校が一つになった。それで、昨年の実際の倍率でいいますと、小樽商業高校が2.何倍という状況になったと。一方で、余市紅志高校が0.4倍であったと。それから、今年の状況でいうと、水産高校が1.7倍という状況にあるということで、全体をならすと1.0倍ぐらいになるのですけれども、各年度の生徒の募集状況によってその倍率が変わっていくという、非常にいびつな状況になっています。

それから、昨年出した報告書では、実は平成26年に潮陵高校で1学級減らすことについては了承しますという内容なのです。それから、職業学科の再編については継続課題ということになっておりまして、そういう意味では北照高校の間口でありますとか、それから双葉高校が中高一貫を始めた。今後小樽市内のそういう間口をどうするか、学校間の調整をどうするかという意味では非常に課題があると思っております。

そういう意味では潮陵高校が6学級ということでもありますから、それから桜陽高校の間口をどうするかということでは、相対的に言うと、「普職」と言うのですけれども、普通科と職業学科の割合、それから公私の割合、公立高校と私立高校の割合について、道教委の方針で言うと、いわゆる公私の割合も維持する、普職の割合も変えないというのが配置計画の基本的な考え方なのですが、そうは言いながら住民の要望と少しずれているということもありますので、今年はたまたま職業高校についてそういう意見がありながらも、今年はいじらないということになりました。しかし、来年、再来年以降にかかわって、相変わらず職業学科の再編について検討しなさいという意見がありますので、その再編がどうあるべきかということは今後検討しなければならないと考えておりますので、小樽市内の高校の間口を今後どうするかということについては、多くの方々の意見を聞きながら、小樽市全体の適正な間口というものについて、少し議論をしてみなければならないという認識は持っております。

○林下委員

ただいま教育長から大変丁寧な御答弁をいただきましたけれども、率直に言って、今お示しいただいた部分で、かなりいろいろな課題があるということも承知いたしております。特に高校間でも、進学率の向上ということで競争が大変厳しく言われていると、こういう話も伺っております。

それで、これは高校の問題ですけれども、教育長は経験からいろいろと御判断もあると思いますが、今後、後志学区の間口削減のありようについてはどうあるべきなのかと。一方では職業学科で定員をかなり上回る出願状況があったり、一方では定員に満たない高校が生じたり、あるいは進学校と言われる高校で進学率が非常に厳しく問われていたりすることを考えますと、間口削減のありようがどうあるべきなのかについて、私は今非常に興味を持っているのですけれども、教育長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

市全体の高校の間口の話は、実は前回の「小樽市内公立高校の在り方を検討する懇談会」をつくったときにも、公立高校の校長が入っていて、調整が大変難しいということが現実になりました。それで、市民の要望、とりわけ学齢児を抱える保護者にどういうニーズがあるかということについては、やはり少し議論していかなければならないと思います。

それと、小樽市内の学力の問題が一番懸念されるのが、水産高校の倍率が1.7倍ということですので、そういうふうに言えば要望が非常にあると、そのくらいの学力にある子供たちが多いということも一方で言えると思うのです。

そういうことを言えば、小樽の学力の向上を図る上では、やはり小学校、中学校、高校という一連の対策をしなければ、なかなか潮陵高校の学力の向上というのも図れないということがありますので、その辺は幼・小・中・高という一貫した学力対策というものをやらなければならない。

一方で、現実的な間口の要望というものと、それから将来にわたった対策というものの、その 2 本については大変難しい課題でありますけれども、教育長として市全体の学力向上、それから公立高校、私立高校の間口の問題、それについて音頭をとって、いろいろな階層の意見を聞きながら、小樽としての考え方をまとめていきたいというふうには思っています。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎計画停電について

まず、計画停電について伺います。

6 月 22 日に北海道電力から、計画停電に対する基本的な考え方が示されました。そのような中で、本年 7 月 23 日から 9 月 14 日までの平日、その中の 8 月 13 日から 15 日のお盆を除く 8 時半から 21 時までの中の 2 時間程度で行われるというような形で発表がされました。ただ、これは毎日行うのではなく、電力が逼迫したときに、前日の 18 時までに連絡するというような形で行われるのですが、計画停電が起こった場合のことについて何点か伺いたいと思います。

北海道電力は前日 18 時までに連絡という形をとってしまして、携帯電話やスマートフォンを持っていच्छる方には、登録していればメールであらかじめ事前にそういった告知等があるそうなのですが、逆に言いかえると、そういった携帯電話をお持ちでない高齢者の方などは、テレビなどでしか情報を把握できないということになってしまいます。

そこで、こういった計画停電が起こり得る際の告知について、関東では、起こる場合に広報車や防災無線などを使って周知、告知をしていたそうなのですが、本市においてもそのような計画停電がなされる場合には、同様な形で広報車などを使って告知するのでしょうか。

○（総務）総務課長

計画停電の周知ということでございますけれども、これについては基本的に事業者である北電が主体となって行うものと考えております。もちろん市民生活にもかかわることですので、北電から計画停電についての情報がまだ市に来ていない状況なものですから、具体の情報をいただいた上で、北電と協力しながら、何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○成田委員

今、おっしゃっていただいたとおり、停電する地域の細かいローテーションが 7 月 2 日にならないとわからないというところで、まだ全部確定していないという部分があるわけです。そのような中で、今、北電が示されたローテーションのようなものが出ているのですけれども、一目見てわかっているように、小さな升目がいっぱい出てきて、最高で 60 グループぐらいまで分けられているのです。色分けして、さらに中を白地で抜いて、アタック 25 のパネルかと言いたくなるのですけれども、かなりわかりづらいのです。特に高齢者になればなるほど、私は何番なのか、60 番まであってどこなのか、黄色の何番みたいな形になってしまって、これも北電がどのように市民に周知するのかわからないのですけれども、やりようによっては非常にわかりづらいというところで、直接、北電に行かず、当然ながら市にそういった問い合わせ等が来たり、若しくはそういったことが起こらないように、なるべくわかりやすくしてくれという形で北電に要請する必要があると思うのですが、それについてはどのようにお考え

でしょうか。

○（総務）総務課長

今の御質問ですけれども、初めて見たものですから、今は何とも言えないのですが、北電が近々説明に来ていただけるとのことになっていますので、そのお話を伺った上で、今、御指摘のあった内容についても、必要に応じてこちらから申入れ等をしていきたいと思っております。

○成田委員

あわせて伺いたいのですけれども、当然ながら計画停電が起こり得る際に、市の施設が利用できるのかできないのかといったような問い合わせなど、電話が非常に相次ぐと思うのです。そうなった場合には、業務に非常に影響を与える可能性があると思うので、先ほど秋元委員もおっしゃいましたが、市のホームページの一番目立つところに計画停電が起きた場合の状況であるとか、若しくはツイッター、フェイスブックも含めて市民の問い合わせがあると思うので、そういったものも公のところで回答できるわけですから、そういった形で同様の問い合わせをなるべく減らすような運動というか、取組もしていただければと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

計画停電の内容に関することだと、市としても答えるのは難しいかとは思います。

あと、今、お話のありました施設の利用の可否等については、計画停電が事前にわかりますので、それについては必要な情報を提供してまいりたいと思っております。

○成田委員

計画停電が起こった場合に、そういった位置に該当する地域においては、市の施設だけに限らず民間の施設も含めて防災設備、例えば非常ベルやスプリンクラーなどの機能は、そういったものの電源はどのようになるのでしょうか。失われてしまうようなものもあるのでしょうか。これに関してお聞かせ願えますか。

○（消防）予防課長

電気により作動する消防設備につきましては、電気が遮断された場合に備えて内蔵のバッテリーが作動するものや、遮断と同時に発電機が作動するものなどの設置が義務づけられておりまして、停電後すぐに消防用設備の機能が失われるということはありません。しかしながら、長時間の停電に備えて、設備の設置事業者に対し、査察や各種行事等において周知等を図っているところでございます。

○成田委員

計画停電に該当する地域において、固定電話が使えなくなる場合が出てくると思うのです。携帯電話であれば、当然ながら内蔵のバッテリーで電波を発信できますけれども、自宅の電話をコンセントにつないでいるところであれば、110番や119番の緊急通報ができなくなるという可能性があるのですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○（消防）警防課長

まず、消防が緊急通報を受けることについては、消防本部は計画停電から除外されている施設となっておりますので、何も問題ない、通常どおりということになります。

固定電話からの緊急通報について、NTT北海道に確認いたしました。NTTでは、黒電話、今、あまり黒電話は使っていませんが、黒電話、公衆電話につきましては、NTTから電源供給を行っているということで、問題なく作動するということになっています。しかし、一般家庭の固定電話、例えば光回線やISDNを経由する電話、コンセントに差し込んで使う電話、コードレスフォンといったものについては、電源供給がなければ使用不能になる場合もあると回答がありました。

○成田委員

今、光回線や I S D Nとおっしゃいましたが、ほかに A D S Lなども含めた、そういったネットを使っていられる方で電話回線も使っている方というのは、ルーターの電源が落ちたらそもそもだめになってしまうので、多くの家庭で電話が使えなくなる可能性があるのです。そのときに、本市のある地域でも行っていたそうなのですが、近隣で携帯電話を持っている人をあらかじめ確認しておく、又は公衆電話の利用を促す、場所を確認していただくといったことを周知しなければ、いざ火災が起きたときに、どうやって連絡するのかという話になってしまうと思うのですが、そのような周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○（消防）警防課長

市民に対しての周知ということですが、まず N T T 北海道では、現在、計画停電による通信サービスの影響についてということで、インターネット上で広くお知らせをしているというふうに聞いております。消防本部といたしましては、今後、緊急時の 119 番通報などについてホームページ等で掲載を予定しております。このほか計画停電が行われる地域につきましては、消防車両による広報を実施したいと考えてございます。

○成田委員

計画停電が行われている場所、その地域と日時においては、そういった緊急通報が実際受けられないような場合があると思うので、これについては、事前に広報車で告知ということもおっしゃっていただきましたが、実際にパトロールするなどの行動も含めて、そういった防災体制に少し力を入れるような必要があるのではないかと思います。ですが、それについてのお考えはどうでしょうか。

○（消防）警防課長

防災体制の強化という御質問ですが、現在、北電から計画停電の内容についてはまだ示されていないところですが、消防の体制といたしましては、計画停電が行われる地域に対しては、実際に現場対応を行う消防隊を重点的に消防パトロールということで、近辺の地域をパトロールさせるということで対応したいと考えております。

○成田委員

計画停電が実際に起こるかどうかわからないのですが、ぜひよろしくお願いいたします。

また別の部分の話を伺いたいのですが、市の施設の中でエレベーターや自動ドアが設置されているところについては、閉じ込められてしまう可能性があるということで、本当は市の施設全体について聞きたかったのですが、所管が変わってしまうので、総務部所管の部分において、特にエレベーターなどが使えなくなりますというような周知をする必要があると思うのですが、どうでしょうか。

たぶん市庁舎は計画停電の影響緩和措置対象施設になっているので、本庁舎は大丈夫だと思うのですが、それ以外の総務部所管の施設で何か影響があるようなところは確認されていますか。

○（総務）総務課長

市の施設は基本的に古いものですから、エレベーターのあるところがわりと少ないというところがあるとは思いますが、基本的には計画停電の場合ですと時間がわかりますので、その前にエレベーターをとめてしまうといった措置はとることができますし、あわせてとめていきますという市民への周知はできますので、そういう形で市の施設については対処していけばよろしいかと思っております。

○成田委員

あわせて教育委員会に伺いたいのですが、計画停電が行われる場合、共同調理場が停電になってしまうとその日の給食の準備が難しい、ほぼできなくなってしまうということで、その際には午前授業など、授業を切り上げてしまうのかどうかということが 1 点と、もう一点、ほかのまちでは授業後集団下校などを行っているそうなのですが、その理由は信号が消えるので、国道や道道など大きな道路を小学校 1 年生が渡ることが非常に難しいということで、その辺の安全性の部分も考えて集団下校されているなどということがあられるらしいのですが、本市においてもそうい

った部分に対しての備えを行うのでしょうか、どのようなお考えでしょうか。

○（教育）学校給食課長

まず、共同調理場でございますが、当然、調理時間に計画停電が重なった場合につきましては、調理作業ができませんので、給食のメニューの一部あるいはすべてを停止せざるを得ないということは想定されるかと思います。

○（教育）指導室石山主幹

給食が全部とまってしまうなどの場合の学校の対応でございますが、具体的には共同調理場と連絡を取り合いながら、校長が最終的には判断をしていく。現実的には3時間授業で帰さないと、給食時で昼をまたいでしまいますので、そういう対応になろうかと思います。

また、そういうことが長く続く場合には、もちろん弁当を持ってくるといった対応を各学校でとるという形になろうかと思います。

また、集団下校の対応について、情報がまず肝要かと思います。ということで、まず学校で情報を収集いたしまして、どういう現状になるのかということをいろいろと想定しながら、教育委員会とも相談しながら、そういう現実的な対応を校長の責任においてとることになろうかと思います。

○成田委員

共同調理場に限らず、例えばめんを搬入するのにめんの業者だけができなくて、ラーメンの汁だけあったけれどもめんがなかったとか、たぶんいろいろな状況が生まれてくると思うので、その部分は適宜対応していただいて、対策を練っていただきたいと思います。

最後に、本当は予算特別委員会で質問すればよかったのですが、出席していないので、総務常任委員会所管の部分しか質問できなかったのですが、例えば今回この計画停電が潮まつりのときに実施されてしまって、会場の地域が停電になった場合、祭りに来たけど真っ暗だったといったことにもなりかねないわけなので、計画停電が起こったとき、このイベントは大丈夫か、この施設は大丈夫かというのを総務部からぜひ全庁的に伝えていただきたいと思うのですが、これについてだけ伺います。

○総務部長

今、お話しいただきまして、次長とも相談していたのですが、近々北電の小樽支店の方が私どものほうにお見えになって、計画停電についてのお話があるだろうと思っているのですが、今、御質問の中にあった事項について、私どもとして確認しなければならない事項についてはしっかりと確認いたしまして、今のイベントの話もそうですし、市民生活あるいは子供たちの教育の場面もそうですが、できるだけ市民生活などに影響が出ないような形で対応したいと思っておりますので、北電からお見えになった際には、しっかりと確認させていただきたいと、しっかりと周知していきたいと、そのように考えます。

○成田委員

最後に、防災計画について2点だけ伺いたいと思います。

◎標高がわかるWeb地図について

まず、1点目に、国土交通省の国土地理院で「標高がわかるWeb地図」というものが試験公開されていまして、それを使えば、例えば市内の居住者が自分の家や、ふだん勤務している場所の標高を非常に手軽に調べることができるのです。私も自分の家の駐車場を調べたのですが、標高が3.6メートルということで、大きな津波が来たら車はあきらめなければならないとか、大分細かく10センチ単位で数字が出てくるので、市民にとっては非常に有用だと思ったのですが、まだ試験公開中ということもあるので、今後そういった国の有用なウェブページに関しては、市の防災のページを見た方にも周知していく必要があるのではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）小濱主幹

御質問がありました「標高がわかるWeb地図」についてですが、おっしゃるとおり、現在、国土地理院のホームページで試験公開されております。このシステムは本当に簡単に地図上で選択した地点の標高が表示されるということで、操作も簡単でありますので、市民の津波対策の基礎情報としても非常に有効なものと考えております。今後、このページも含めまして、国などのページにつきましては防災のページにリンクを張るなどして、市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○成田委員

本当にボタンクリック一つで出てくるので、皆さんもぜひ一度見てみてください。

◎災害時における議員のあり方について

最後に、先日、神戸市で震災にかかわる講演会があって、その際に陸前高田市の戸羽市長が、大災害時における議員のあり方ということについて御意見を述べられておりました。陸前高田市では、被災後に議員が個々に職員にいろいろなことを指示するなど混乱が生じたと。ある A という議員はこれをやってくれ、B という議員はこれをやらないでくれというようなことで、緊急時において非常にいろいろなところからそういう話が出てきて、スムーズな対応がとれずに混乱が起きてしまったということを問題点として挙げられていました。

それで、陸前高田市長は、災害時の議員のあり方ということを事前に話し合っておくことが非常に大切だということもおっしゃっていて、他市では議会と行政の災害時のあり方ということを計画で盛り込んでいるところもあるそうなので、もちろん議員側としても話し合っていかなければならないこともあるのですが、そういった取組を本市も行う必要があるのではないかと。

そのような中で、陸前高田市長は、議員は行政に対して行動を起こすよりも、当然ながら政党間のネットワークなどもあるわけですから、他市への応援要請をするといったところで尽力するのが一番よいというふうに述べられていました。

議会側としても、当然話し合っていかなければならない話ですが、そのような計画がもし議員側からあれば、そういう計画を盛り込んでいただくということはできるのでしょうか。

○総務部長

今、行政と議員のあり方、いわゆる災害時の議会と行政の関係ということで御質問がございましたけれども、一つは、今、委員がおっしゃったように、議員の皆さんでまず話し合っていきたいというふうに思いますが、先ほど秋元委員の御質問にも答弁しましたが、私もやはり備えということが減災につながると思っていますので、今後、他市の状況など、議員と行政がどういう関係で防災に臨むのかということは少し調べさせていただきたいと思っています。

○成田委員

窓口を一本化するなどいろいろなやり方があると思いますので、私たちも各会派代表者会議で話したり、いろいろなところで勉強させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 55 分

再開 午後 5 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第10号ないし第13号は否決、議案第19号は可決、陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

新学校給食共同調理場の建設については、現在の2か所の共同調理場を1か所にする上に、将来的には単独調理方式をなくしていくものです。学校給食衛生管理基準に適合させていくことは非常に重要なことであり、急がなければならないことだと思います。

この1か所での大量調理は、質問でも明らかになったように、道内でもまだ2か所しか前例がありません。食中毒が発生した場合、1か所での大量調理は多大な被害を及ぼします。ましてや、建設費のほぼ全額を借金で賄うものであります。

日本共産党は学校給食の単独調理方式の拡大を求めています。当面、現在の二つの共同調理場を改修し、活用すべきと考えます。

よって、否決を主張いたします。

次に、議案第19号小樽市非核港湾条例案についてです。

核兵器廃絶を求める声が世界で広がっている中で、質問で取り上げましたけれども、港湾管理者である市長が断れば入港できないことは明かです。政府が核密約を廃棄する立場を持たない下で、核兵器を小樽港に持ち込ませないために、本条例を制定することを求めるものです。

核兵器廃絶平和都市宣言から30年になります。この宣言をした市として、本条例の制定に向けて皆さんの賛同をお願いするものです。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてです。

今なお署名数が積み上げられ続けています。駅前の再々開発で手に入れた6億8,000万円を開発で使ってしまった。教育予算で予算平準化と言いますが、教育の財産を開発に使ったのですから、教育予算とは別に、市当局と教育委員会の枠を超えて、市民の健康維持と楽しみを保障するためにも、プールの早期建設が求められています。

最後に、陳情第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方についてですけれども、教育委員会が建設地の提案を呼びかけて、建設地の候補を提案してきました。この建設地が妥当でないと教育委員会がするのであれば、具体的なプランを市民に示して、責任を持って早急にかわりの建設地を確保すべきです。昨年8月にスポーツ基本法が施行されました。その趣旨にのっとり、これらの陳情に沿ってプールの建設が進められるべきです。

願意は妥当、いずれも採択を主張して討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第19号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 2 号ないし第 145 号、第 151 号ないし第 280 号、第 283 号ないし第 289 号及び第 294 号ないし第 308 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第 10 号ないし第 13 号及び陳情第 293 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。